

法科大学院認証評価

自己評価書

北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻

平成29年6月

北海道大学

目 次

I	現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
	第1章 教育の理念及び目標	3
	第2章 教育内容	8
	第3章 教育方法	23
	第4章 成績評価及び修了認定	30
	第5章 教育内容等の改善措置	40
	第6章 入学者選抜等	43
	第7章 学生の支援体制	53
	第8章 教員組織	61
	第9章 管理運営等	78
	第10章 施設、設備及び図書館等	83
	第11章 自己点検及び評価等	89

I 現況及び特徴

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

北海道大学大学院法学研究科・法律実務専攻

(2) 所在地

北海道札幌市

(3) 学生数及び教員数（平成29年5月1日現在）

学生数：101名

教員数：22名（うち実務家教員6名）

2 特徴

〔沿革〕

北海道大学法学部は、昭和28年に北海道大学法経学部から分離・独立し、継続的に講座数を拡充した後、昭和49～52年に教育部36教育科目、研究部4部門12研究科目、入学定員220名に改組拡充した。研究部の設置と教授・助教授54名という教員定員は、当時全国の法学部の中でトップクラスの質と規模の教授陣を可能とし、その後の幅広い専門分野の先端的研究を基礎とする充実した教育の基礎になった。

昭和60年代以後は大学院の整備を進め、平成4年に2年制の専修コースを新設し、平成12年に大学院重点化し、入学者数を倍増した。この際に、研究部を改組して、高等法政教育研究センターを設立し、研究と教育の有機連携体制を強化した。

〔本学・本研究科の伝統〕

北海道大学は、北海道開拓使札幌農学校の開校当初から、常に広く全国から有為の人材を集め、最先端の近代教育によって優秀な卒業生を全国に送り出してきたが、それと同時に、地域と密接な連携を持ち、北海道開発に関わってきた。北海道大学法学部も創設以来常に、入学者の半数前後を北海道外から受け入れ、卒業生の多くを全国に送り出してきたが、同時に、地域と密接な連携を持ち、その発展に貢献してきた。

この「教育の地方分権」的機能は本学・本研究科の地理的特色によるが、教員と学生の親密な関係に基づく少人数演習を重視した法学教育も、この伝統の一環をなすものであり、大規模地方都市に所在する基幹大学という特性を基礎にしている。

このような教育によって、北海道大学大学院法学研究

科・法学部は、産業界・官界とともに司法界に多くの人材を輩出し、平成8年から平成17年までの10年間に129名の司法試験合格者を法曹界に送り出した。新司法試験開始の平成18年から平成28年までの（新）司法試験合格者は、497名となっている。

本研究科は、研究部、そして高等法政教育研究センターによって研究活動と教育の有機的な連結を図ってきた。現在、本研究科は、科学研究費等による最先端の研究を全国の法学部の中でも特に積極的に推進しており、とりわけ、平成15年度より推進してきた21世紀COEプログラム「新世代知的財産法政策学の国際拠点形成」によって、我が国の知的財産法をリードする研究拠点となってきたところであり、また、その後引き続いて採択されたグローバルCOE「多元分散型統御を目指す新世代法政策学」（平成20～24年度）では、より多方面にわたる法学・政治学分野における国際的研究拠点を形成している。

法科大学院の教育は常にこれらの研究活動の成果を取り入れており、上記グローバルCOEの研究活動には、法科大学院生も様々な形で参加している。

〔法科大学院教育の特色〕

北海道大学法科大学院の22名の専任教員が法曹としての基礎力と応用力を確実に養成し、さらに54名の兼任・兼任教員が、幅広い分野の研究を踏まえた学際的あるいは先端領域での教育を展開し、変化する社会で活躍できる発展力を養成する。また、本法科大学院の教育は、上に述べた本学・本研究科の伝統を継承して、次のような特色を有している。

- ①全国の法曹志望者に開放された法科大学院を目指し、ウェブサイトでの情報公開・PRに努め、東京試験会場の開催、首都圏でのエクスターンシップを実施している。
- ②実務法曹との連携による実務法教育の開発・実施を重視し、札幌弁護士会法科大学院支援委員会と協議を行い、ローヤリング＝クリニック、エクスターンシップを実施している。
- ③少人数教育体制を確保し、双方向的・多方向的授業・文書作成指導を重視した質的にも個々の学生に応じた指導を実施している。
- ④基本・先端・学際的各分野において、より高度な知識・理解を求める者は、報告準備のための指導を受けられるよう配慮している。

Ⅱ 目的

〔教育上の理念・目的〕

グローバル化の中で、日本社会の様々な領域において法の果たすべき役割が拡大し、また、それぞれの分野で事前の行政規制よりも事後の司法チェックが重要になり、社会の高度化のゆえにより高度な専門知識が必要になっている。このような新しい社会状況において、すべての法曹は、専門法曹としての基礎的能力とともに、変容する社会からの高度な要請に応える応用力・発展力を持たなければならない。法科大学院は、この様々な社会領域の要請に応える多様な法曹を養成しなければならない。また、司法制度改革によって従来の司法研修所教育の一部を引き受けることになった法科大学院は、法学の基礎力の上に、法実務の基礎を修得させなければならない。

〔養成しようとする法曹像〕

以上から、21世紀の法曹は、次のような能力・資質を備えていなければならないと考える。

- (i) 基本的法分野における体系的で深い理解
- (ii) 先端的・応用的法分野における専門的知識
- (iii) これらの知識を実践の場で使いこなす実践的知識
- (iv) 柔軟で創造的な思考力
- (v) 交渉能力と説得能力
- (vi) 人権感覚・倫理性
- (vii) グローバル化のなかでの比較法的知識と語学力
- (viii) 他の専門分野に対する理解能力

これらのうち、(i) (iii) (iv) (v) (vi) は法曹のコモンベーシックをなす「基礎力」であり、(ii) (vii) (viii) は、各人がそれぞれの方向で法曹としての付加価値を高める「発展力」である。

Ⅲ 章ごとの自己評価

第1章 教育の理念及び目標

1 基準ごとの分析

1-1 教育の理念及び目標

基準 1-1-1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

(基準 1-1-1 に係る状況)

北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻（以下「本法科大学院」という。）は、高度な専門性と幅広い視野、そして人権感覚と倫理性を身につけた法曹の養成を目標に設置された。現代日本における各種の規制枠組みが、主として行政官庁による事前規制から司法機関による事後審査・事後的チェックに移行しつつある中で、司法がその役割を十分に果たすには、その担い手となるべき人材の増大が不可欠の課題である。そのためには、上記のような能力を身につけた質の高い法曹を養成することが求められている。

以上の観点から、本法科大学院は、次のような能力・資質を備える法曹の養成を教育理念・目標として掲げることとした。

- (i) 基本的法分野における体系的で深い理解
- (ii) 先端的・応用的法分野における専門的知識
- (iii) これらの知識を実践の場で使いこなす実践的知識
- (iv) 柔軟で創造的な思考力
- (v) 交渉能力と説得能力
- (vi) 人権感覚・倫理性
- (vii) グローバル化のなかでの比較法的知識と語学力
- (viii) 他の専門分野に対する理解能力

このような資質・能力を備えた法曹を養成するため、本法科大学院では、次のような体系的で一貫した施策を実施する。

- ① 上記 (i) ～ (viii) の資質・能力を進展しうる人材を発掘するために、本法科大学院のアドミッション・ポリシーに則り、入試制度を工夫する。これは、本法科大学院の教育理念に則った教育を行う前提となっている。
- ② そのようにして得られた人材に対して、上記の能力・資質が身に付くように構想された体系的かつ実践的な教育プログラムを提供する。
- ③ 組織的・系統的なファカルティ・ディベロップメントなどを通じて、提供する教育の質を維持しつつ、更に向上させるべく、努力を怠らない。
- ④ 厳格な成績評価によって、本法科大学院修了生の質を確保する。
- ⑤ きめ細かな学修指導などを通じて学生の勉学意欲を喚起するとともに、学修環境の整備・改善の努力を重ねる。

以上のような施策を実施することにより、質の高い法曹を社会に輩出するよう努める。

このことを踏まえて、法科大学院のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを定めている。【解釈指針1-1-1-1】

上記の教育の理念・目標及びディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーは、毎年度初めに配付される『学生便覧・講義要領』を通じて学生及び教員に周知している。更に、本学ウェブサイトにおいても公表されているところである。【解釈指針1-1-1-2】

《別添資料1 冊子『平成29年度学生便覧・講義要領（法科大学院）』2～5頁》，《別添資料2 本法科大学院ウェブサイト「概要 教育理念・目標」「ポリシー」》

基準1-1-2：重点基準

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

(基準1-1-2に係る状況)

(1) 本法科大学院で養成するのは、コモンベーシックを身につけ、かつ、それぞれの方向において付加価値を持った法曹である。その付加価値の方向としては、主として2つのものを想定している。

第1は、先端的なビジネス部門を得意とする法曹である。グローバル化及び企業活動のコンプライアンス重視と相まって、ビジネスには今後ますます法が浸透するものと予想される。本法科大学院は、このような経済界からの要請に対応する法曹の養成を目指している。

第2は、市民生活に密着した法曹である。生活の様々な局面に法の行き届いた社会を実現するには、このような法曹の存在が不可欠であり、またいわゆる司法過疎の解消で求められているのも、この種の法曹である。

このような法曹養成を実現するための教育内容として、次のような工夫を施している。

① まず、法曹としてのコモンベーシックを確保するための教育プログラム（基礎プログラム、深化プログラム、法実務基礎プログラム）を展開している。

② 次に、法曹としての付加価値を高めるための教育プログラムとして、先端・発展プログラムを用意し、知的財産法、企業法務などの先端ビジネス部門と環境法、医療訴訟などの生活関連部門という2つの部門を設けている。

③ ビジネス部門・生活関連部門のいずれにおいても、そこで活躍する法曹には、基礎法学や政治学はもとより、経済学や社会学等の幅広い知見が求められることがある。そこで、本法科大学院では、学際プログラムを設け、このような学際的な教育について多彩で豊富な科目を提供している。

④ グローバル化が進展する現代社会では、ビジネスにおいては当然のこと、消費生活や娯楽の世界においても国際的なつながりが深まり、そこでの法的紛争も増加してきている。そこで、先端・発展プログラムの中に、国際取引法や国際人権法など、主に国際的な法律問題を扱う共通科目群を用意している。

上記の各プログラムにおいて、本法科大学院の教育理念に沿った授業を展開し、多数の学生が履修し単位を修得している。実務関連科目も、札幌弁護士会の全面的かつ組織的な支援を得て、充実した授業を展開している。

平成28年度本法科大学院修了者数は45名、留年者数は4名である。修了判定時の成績は概ね良好である。《別添資料3「平成28年度修了判定時の成績」》

(2) 平成25年度から平成28年度の司法試験における、各年度の本法科大学院の修了を受験資格とする司法試験受験者の合格割合は、約23%~33%であり、いずれの年度においても、全国平均の2分の1を超えている。

5年の評価期間中に実施される司法試験について、評価実施の前年度末までの5年間に本法科大学院を修了した者に対する、本法科大学院の修了を受験資格とする司法試験合格者の割合につき、平成25年度から平成28年度の司法試験における合格率は約47%である。

【解釈指針1-1-2-2】《別添資料4 司法試験の合格状況「別紙様式2-2」》

5年の評価期間中に本法科大学院を修了して5年が経過する者に対する司法試験合格者

の割合につき、平成 25 年度から平成 28 年度の司法試験までの数値は次のとおりである。

【解釈指針 1 - 1 - 2 - 3】

資料 司法試験合格者の割合

修了年度	修了者数	合格者数						合格率
		司法試験実施年度						
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	計	
平成 28 年度						※	※	
平成 27 年度	49				13	※	※	
平成 26 年度	58			17	9	※	※	
平成 25 年度	70		18	13	5	※	※	
平成 24 年度	70	22	12	6	2	※	※	※

(3) 修了生の活動状況は、平成 28 年度では、全修了生 891 人中 566 人につき進路を把握している。それによると、修了生の進路は次の通りである。司法試験合格者では、510 人中 387 人が弁護士であり、裁判官は 17 人、検察官は 16 人である。未合格者のうち、受験を続けている者は、84 人であり、官公庁等就職している者は 26 名である。司法試験合格者は主に法曹として順調に活動しているものといえる。

北海道大学法科大学院修了生の進路

【合格者の進路】		【未合格者の進路】	
①法律事務所	387 人	①企業	12 人
②官公庁・地方公共団体	1 人	②官公庁・地方公共団体	14 人
③大学教員	1 人	③進学	3 人
④裁判官	17 人	④北大専門研究員	84 人
⑤検察官	16 人	⑤不明	268 人
⑥司法修習中	31 人		
⑦不明	57 人		

※北大専門研究員とは、法科大学院を修了し、「法務博士」の称号を得て、北大に籍を置き、司法試験合格を目指す者。

(出典：法科大学院長保管の修了者名簿)

(4) 修了者数・留年者数、修了判定時の成績、司法試験の最終合格者数等、修了者の活動状況から判断する限り、本法科大学院は、その養成しようとしている法曹像に適った教育を実施し、その成果を達成できているものと考えている。

《別添資料 5 「開設授業科目一覧（別紙様式 1）」》、《別添資料 6 「平成 29 年度法科大学院開講科目一覧」平成 29 年度講義要領（法科大学院）1～4 頁》【解釈指針 1 - 1 - 2 - 1】

2 特長及び課題等

(1) 特長

修了者数・留年者数，修了判定時の成績，司法試験の合格者数等，修了者の活動状況から判断する限り，本法科大学院は，その養成しようとしている法曹像に適った教育を実施し，かつ，その成果を着実に上げているといえる。

(2) 課題等

最終合格を果たせない修了生も少なからず存在している。更なる合格率の向上を図るとともに，必ずしも法曹とならない修了生の進路等の支援体制をより充実させる必要がある。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1：重点基準

法科大学院の課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）並びに教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を一貫性あるものとして策定していること。

すなわち、教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

（基準2-1-1に係る状況）

本法科大学院は、一貫性のあるディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー（<http://www.juris.hokudai.ac.jp/ls/examinee/policy/>）に基づき、理論的教育と実務的教育を有機的・効果的に実施するため、以下の（1）～（5）の5つの教育プログラムを提供している。《別添資料7「ディプロマ・ポリシー」、 「カリキュラム・ポリシー」冊子『平成29年度学生便覧・講義要領（法科大学院）』3～5頁》

（1）基礎プログラム

3年課程向けの授業科目として、法律基本科目に関する基礎的知識を修得させるプログラム。

（2）深化プログラム

基礎プログラムで修得した基礎的知識を前提として、その理解を具体的事例問題の検討を通じて理論・手続の両面から一層深化させるプログラム。

（3）法実務基礎プログラム

法曹のあり方や社会的役割を考え、法曹が持つべき社会感覚や倫理感覚を磨くとともに、理論と実務の架橋となるべきプログラム。このプログラムでは、法曹に必要な基礎能力（リテラシー）や調査能力（外国法を含む）の獲得も追求する。

（4）先端・発展プログラム

知的財産法や環境法などの先端的法分野について深い専門知識を修得させるとともに、労働法、社会保障法など法律基本科目に対する関係で応用的・発展的な専門知識を修得させるプログラム。

（5）学際プログラム

基礎法学や政治学等の知見を修得し、法現象を複眼的・学際的に眺める資質を高めるとともに、更にそれらの知見を法実践にも活かす能力の涵養を目指したプログラム（前述のとおり、教育的視点から、先端ビジネス部門、生活関連部門、共通科目という3つの分野に系統的に大別されている）。

（1）～（3）はコモンベーシックの確保を目指したプログラムであり、（4）（5）は法曹としての付加価値を高めるためのプログラムである。これらのうち、（2）（3）は、従来の法学部教育と違って、専門法曹養成のための高度な専門的知識とその応用力の

有機的な修得を目標とする。これに対し、法学未修者に対する（１）は、従来の法学部専門教育と基本的に内容が重なるが、訴訟等における法の実際の機能を踏まえて教育する。他方、（４）（５）では、（１）（あるいは法学部専門教育）と（２）（３）で修得した法的専門知識を更に高度化させて専門性を高めることを目標とし、あるいは修得した法的専門知識を法学以外の知識と関連させて視野を広げることを目標とする。

以上（１）～（５）の教育プログラムでは、双方向的ないし多方向的授業を実施する。本法科大学院では、従来のように、授業を一方的な講義方式で行うのではなく、講義においても適宜確認の質問を行い、あるいはレポート等の文書を作成・提出させることで、学生の理解度をチェックするなどして、双方向的で、対話を盛り込んだ授業展開を図っている。このような教育手法を用いることによって、学生が修得した法的専門知識の応用力、分析力、表現力を体得させる。これによって、法科大学院修了以後に予定される司法試験、司法修習に向けた基本的な準備態勢が整えられることになる。《別添資料 8「Ⅱ. 教育プログラム」，「Ⅲ. 教育方法」平成 29 年度学生便覧（法科大学院）3～6 頁》，《別添資料 9「Ⅷ. 各科目の担当教員」平成 29 年度学生便覧（法科大学院）17～21 頁》，【解釈指針 2-1-1-1】【解釈指針 2-1-1-4】

飛び入学者が法学既修者として入学する場合、憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、商法、行政法の 7 つの法律科目試験を入学者選考試験で受験し、合格することが前提となっている。そのため、法学既修者として入学する飛び入学者とそれ以外の者との間に法律科目に関する基礎知識において有意の差がないと考えられる。《別添資料 10「平成 29 年度法科大学院学生募集要項」3～5 頁》そこで、本法科大学院では、法学既修者として入学する飛び入学者に対する特別のカリキュラム編成は採用していない。ただし、法学既修者 1 年次に対しては、既修者ゼミ（民事）が開講され、複数の弁護士が民法の基本事項の確認、法文書作成等をきめ細かに指導する。特に、飛び入学者はこの授業を通じて各自のニーズに合わせた指導も受けられる。《別添資料 11「平成 29 年度講義要領（法科大学院）」59～60 頁》，【解釈指針 2-1-1-2】

本法科大学院では、他の法科大学院からの転入学を認めていない。【解釈指針 2-1-1-3】

法学未修者に対しては、「民事法基礎ゼミ」及び「刑事法基礎ゼミ」が開講され、複数の弁護士が民法及び刑法の基本事項の確認、法文書作成等をきめ細かに指導する。特に、法学の完全な未修者はこの授業を通じて各自のニーズに合わせた指導も受けられる。《別添資料 12「平成 29 年度講義要領（法科大学院）」34～37 頁》，【解釈指針 2-1-1-4】

基準2-1-2

各授業科目について適切な到達目標が設定されていること。

(基準2-1-2に係る状況)

本法科大学院においては、各授業科目のシラバスに到達目標を設定している。到達目標の設定に際しては、「共通的な到達目標モデル」が存在する科目については、到達目標はそれに準拠したものであること、また、それ以外の科目についても、学生が修得すべき知識・能力の内容・水準が概括的に示される内容となっている。《別添資料13「平成29年度講義要領（法科大学院）」7～148頁》

例えば、未修1年目1学期（春ターム）に開講される民法Ⅰのシラバスにある到達目標は、「法律関係は、契約によるものとそれ以外のものに大別される。この授業は、前者を中心とする取引法の通則的内容（民法総則・物権総則）と各種の物権の内容を以下の順序で講義する。第1部（民法総則）では、まず導入として、民法典の歴史や解釈方法など、入門・総論といわれることがらを扱う。次いで契約に基づく権利義務関係に関する基本的な制度を説明していく。ここでは、契約の当事者である「人」、契約による取引対象となる「物」、契約（より広くは法律行為）の一般論、契約の有効要件、契約の無効・取消し、条件・期限、時効を扱う。また契約と関連の深い制度である代理や法人についても、ここで取り上げる。続く第2部（物権）では、所有権など各種の物権を説明することになるが、ここでの力点は物権変動論におかれる。物権変動論が民法学の骨格をなす、民法習得にとって不可欠の問題領域だからである。なお、いわゆるコアカリキュラムに準拠した内容の講義を行う。したがって、これが到達目標となる。また具体的なスケジュールについては、【授業計画】を参照。」である。《別添資料14「平成29年度講義要領（法科大学院）」11頁》

また、先端・発展プログラムの一つである労働法Aの到達目標は、「社会において企業が現実活動するためには、労働者の存在が不可欠である。労働法は、企業活動に不可欠な労働者に関し、労働契約関係の成立から終了に至るまで、あらゆる事象を横断的に取り扱う法分野である。そこには、歴史的な法形成の結果として、契約当事者である労働者と使用者のほかに、労働組合・監督官庁・労働委員会などの多様な法主体が登場し、不当労働行為の救済制度をはじめ、古典的な訴訟手続以外に独特の紛争解決システムも存在する。同時に、労働法は社会の変化と密接に関連しており、この僅か四半世紀の間にも、大きな変革も多数経験した。近年の世界的な景気後退による労働紛争の増加は、労働法にさらなる変革を要求しているとも言える。そこで、このような労働法の法分野としての特殊性を的確に理解し、現在の解釈論の到達点はもちろん、変革期にある労働法の将来的な展望をも探求する能力を身につけることが目標となる。」である。《別添資料15「平成29年度講義要領（法科大学院）」111頁》、【解釈指針2-1-2-1】

基準2-1-3：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が適切な科目区分の下に開設されていること。

- (1) 法律基本科目
(憲法，行政法，民法，商法，民事訴訟法，刑法，刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)
- (2) 法律実務基礎科目
(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)
- (3) 基礎法学・隣接科目
(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)
- (4) 展開・先端科目
(応用的・先端的な法領域に関する科目，その他の実定法に関する多様な分野の科目であって，法律基本科目以外のものをいう。)

(基準2-1-3に係る状況)

本法科大学院の教育課程では，次のような授業科目を開設している。

(1) 法律基本科目として，第1学年(3年課程1年次)の基礎プログラムにおいて19科目(民法基礎ゼミ，刑事法基礎ゼミを含む。)，第2学年及び第3学年の深化プログラムにおいて15科目(既修者ゼミ(民事)を含む。)を開設する。基礎プログラムの憲法2科目，行政法2科目，民法4科目，商法3科目，民事訴訟法2科目，刑法2科目，刑事訴訟法2科目，民法基礎ゼミ及び刑事法基礎ゼミは，法学の基礎を理解させるものである(なお，2年課程に入学した者は，以上の科目の履修を免除される。)

また，深化プログラムの公法事例問題研究3科目，民事法事例問題研究4科目，商事法事例問題研究2科目，刑事法事例問題研究3科目は，基礎プログラムで修得した基礎知識を事例問題の検討を通して深化させるとともに，具体的な法律問題を解決する力を養う。現代家族法は，家族法分野で問題となっている具体的な事例に関する条文，制度の趣旨，学説及び判例・裁判例に関する理解を深め，また，債権法改正は，現在改正が予定されている債権法に関する理解を深める。既修者ゼミ(民事)は，民法についての理解を深めるとともに，事例を分析するために必要な基礎的な思考力を養成する。以上の科目により，法律実務に必要な基本的な知識と能力を修得させる。【解釈指針2-1-3-2】【解釈指針2-1-3-6】

(2) 法律実務基礎科目(本法科大学院では「法実務基礎プログラム」という。)は，第2学年及び第3学年の配当科目として開設している。法曹倫理Ⅰ・Ⅱ，民事実務演習A・B，刑事実務演習A・B・C，公法実務演習，ローヤリング＝クリニックA・Bは，実務家教員が担当する(法曹倫理は弁護士，民事実務演習は裁判官及び弁護士，刑事実務演習は検察官，弁護士及び裁判官)。これらの授業科目では，事例に基づいた教材を用いて，実際の手続に即した授業をしている。

特に刑事実務演習では，A・B・C3科目の履修者が合同で模擬裁判を行うことによって，刑事裁判の実際を可能な限り体験的に理解できるように工夫している。また，ローヤリング＝クリニックでは，弁護士教員により，札幌弁護士会の法律相談センターにおいて法律相談実務の訓練を行っている。更に，エクスターンシップ(1単位)においては，東京所在の法律事務所及び札幌弁護士会の全面的な協力の下，毎年30名以上の履修希望者のす

すべての研修を受け入れてもらっている。更に、法情報学では様々な法情報へのアクセス・検索の仕方等を教える。

以上によって、法律実務に必要な基礎知識を与え基礎能力を涵養している。なお、以上の授業の多くは、札幌弁護士会法科大学院支援委員会との密接な協力関係の下に実施している。【解釈指針2-1-3-3】【解釈指針2-1-3-8】

(3) 基礎法学・隣接科目として、学際プログラムの15科目を展開している。人間や社会に対する関心を広げ、かつ理解を深めるための幅広い科目の展開を確保している。一部の科目は隔年開講となっているが、前年度中に次年度の開講ないし不開講を担当教員に照会するとともに、その結果を学生に掲示によって周知することで、学生の履修計画の便宜を図っている。また、その際にも、在学中に必ず履修する機会が確保されるように調整している。【解釈指針2-1-3-4】

(4) 展開・先端科目は、先端・発展プログラムの〈先端ビジネス部門〉20科目、〈生活関連部門〉11科目、〈共通科目〉9科目、〈部門共通科目〉1科目、計41科目を展開している。それらは、租税法、環境法、情報法などを含み、社会の多様な新しいニーズに応え、応用的先端的な法領域の基礎的な理解を与える。とりわけ、知的財産法は、本法科大学院の特色として、7科目・計13単位を展開している。《別添資料5「開設授業科目一覧（別紙様式1）」》、《別添資料16「I.履修要件」》、「II.教育プログラム」平成29年度学生便覧（法科大学院）1～5頁》、《別添資料9「VIII.各科目の担当教員」平成29年度学生便覧（法科大学院）17～21頁》、《別添資料6「I.平成29年度法科大学院開講科目一覧」平成29年度講義要領（法科大学院）1～4頁》、《別添資料13「平成29年度講義要領（法科大学院）」7～148頁》、【解釈指針2-1-3-5】【解釈指針2-1-3-7】

更に、3年課程の学生に対しては、単位修得を要件としない課外の授業科目として「刑事法基礎ゼミ」を開設している。これは、刑法の基本的な事例問題に関するレポートの提出を求め、これに対して実務家教員（非常勤講師）である弁護士が、採点・添削指導するとともに、演習形式で解答案について講評並びに問題点の解説等を行うものである。この科目は、通年で3問の問題について順次出題・演習授業が展開される。このような学修を通して、法律文書に馴れていない法学未修者が早期に法文書作成に求められる基本的技法を習得することが期待できる。また、2年課程の学生に対しては、単位修得を要件としない課外の授業科目として「既修者ゼミ（民事）」が開設され、実務家教員（非常勤講師）である弁護士の指導の下、実際の事件や裁判例等に基づいて作成された民事事例問題を題材として、答案作成及びゼミでの報告・質疑応答を行うことにより、民法についての理解を深め、事例を分析するために必要な基礎的な思考力を養う。《別添資料17「平成29年度講義要領（法科大学院）」36～37頁、59～60頁》、【解釈指針2-1-3-1】【解釈指針2-1-3-9】

基準2-1-4：重点基準

基準2-1-3の各号のすべてにわたって、教育上の目的及び各法科大学院の教育の理念及び目標に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設され、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生が段階的に履修することができるよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準2-1-4に係る状況)

本法科大学院のカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシー (<http://www.juris.hokudai.ac.jp/ls/examinee/policy/>) に基づき、修了に必要な単位数は、3年課程で94単位、2年課程で64単位となっている。《別添資料7「ディプロマ・ポリシー」, 「カリキュラム・ポリシー」冊子『平成29年度学生便覧・講義要領(法科大学院)』3～5頁》

基礎プログラムで開講される19科目の合計単位数は33単位、深化プログラムで開講される15科目の合計単位数は28単位、法実務基礎プログラムで開講される12科目の合計単位数は23単位、先端・発展プログラムで開講される41科目の合計単位数は82単位、学際プログラムで開講される15科目の合計単位数は30単位で、開講される102科目の合計単位数は196単位である。

進級要件として、3年課程の場合、2年次への進級には28単位以上、3年次への進級には56単位以上(うち、基礎プログラムにつき28単位以上)、2年課程の場合、第3学年(2年次)への進級には28単位以上単位取得していることが必要とされる。

学生が履修すべき科目と単位数については以下のようになっている。基礎プログラム計33単位中28単位以上を必修とするが(選択必修)、全て重要な科目であるため全科目の履修を強く推奨している。また、課外の授業科目としての「刑事法基礎ゼミ」の履修も強く推奨している。深化プログラムの中の事例問題に係る授業科目24単位中20単位以上を履修する必要があるが(選択必修)、科目の重要性から深化プログラムの全科目の履修を強く推奨している。また、課外の授業科目としての「既修者ゼミ(民事)」の履修も強く推奨している。法実務基礎プログラムの計23単位中少なくとも12単位を履修することが要請されている(選択必修)。先端・発展プログラム計82単位中、学生が選択した(1)先端ビジネス部門、(2)生活関連部門のいずれかの部門、(3)共通科目及び(4)部門共通の科目から最低10単位以上を含む(1)～(4)の全体で合計12単位以上を履修する必要がある(選択必修)。学際プログラムの計30単位中4単位以上修得する必要がある(選択必修)。

学生は、基本的に3年課程の第1学年(1年次)に基礎プログラムを履修し、同課程の第2学年(2年次)・第3学年(3年次)、あるいは、2年課程の1年次・2年次に、深化プログラム及び法実務基礎プログラムを履修するように学年配当している。その他のプログラムについては、可能な限り1年次から3年次のいずれにおいても履修可能なように配当している。《別添資料16「I.履修要件」, 「II.教育プログラム」平成29年度学生便覧(法科大学院)1～5頁》, 【解釈指針2-1-4-1】

3年課程の1年次では、春学期に、憲法Ⅰ, 民法Ⅰ, 刑法Ⅰ, 民事法基礎ゼミ, 夏学期に、憲法Ⅱ, 民法Ⅱ, 商法Ⅰ, 刑法Ⅱ, 民事法基礎ゼミ, 刑事法基礎ゼミ, 秋学期に、行政法Ⅰ, 民法Ⅲ, 商法Ⅱ, 民事訴訟法Ⅰ, 刑事訴訟法Ⅰ, 民事法基礎ゼミ, 刑事法基礎ゼミ, 冬学期に、行政法Ⅱ, 民法Ⅳ, 商法Ⅲ, 民事訴訟法Ⅱ, 刑事訴訟法Ⅱ, 民事法基礎ゼ

ミ、刑事法基礎ゼミを履修する。深化プログラムは、第2学年において、各法律基本科目の進行・展開に応じて第1学期と第2学期に適宜振り分けている。法実務基礎プログラムについては、基本的に第3学年に担当している。先端・発展プログラムは、第2学年と第3学年に担当しているが、知的財産法に限っては、3年課程の第1学年でも履修できるものとしている。学際プログラムについては、第1学年から第3学年まで、いずれの学年でも履修できるように担当している。

このようにして、法律基本科目や法律実務基礎科目については、段階的学修が進められるよう配慮した学年配当とし、また、先端・発展プログラムの科目については、法律の学修が進んだ段階での履修とし、他方で、学際プログラムについては、学生自らの関心に沿った科目の履修をいつでも開始できるように全学年に担当している。

また、特に3年課程の導入部分である基礎プログラムについては、上述のとおり、4学期制を採ることによって、インテンシブ、かつ、段階的な学習が可能となるような制度的工夫をしている。

《別添資料 16「I.履修要件」，「II.教育プログラム」平成 29 年度学生便覧（法科大学院）1～5頁》

基準 2-1-5 : 重点基準

基準 2-1-3 (1) に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者については、1年次及び2年次に配当される法律基本科目の中から、別に10単位を限度として必修又は選択必修とすることができる。

- | | |
|---------------------------------------|-------|
| (1) 公法系科目 (憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。) | 10 単位 |
| (2) 民事系科目 (民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。) | 32 単位 |
| (3) 刑事系科目 (刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。) | 12 単位 |

(基準 2-1-5 に係る状況)

(1) 公法系科目については、基礎プログラムとして、憲法 I (2 単位)、同 II (1 単位)、行政法 I (2 単位)、同 II (1 単位)、深化プログラムとして、公法事例問題研究 I~III (各 2 単位) を開設している (計 12 単位)。

(2) 民事系科目については、基礎プログラムとして、民法 I・II (各 3 単位)、同 III・IV (各 2 単位)、商法 I~III (各 2 単位)、民事訴訟法 I (2 単位)、同 II (1 単位)、民事法基礎ゼミ (1 単位)、深化プログラムとして、民事法事例問題研究 I~IV (各 2 単位)、商事法事例問題研究 I・II (各 2 単位)、現代家族法 (2 単位)、債権法改正 (2 単位) を開設している (計 36 単位)。

(3) 刑事系科目については、基礎プログラムとして、刑法 I・II (各 2 単位)、刑事訴訟法 I (2 単位)、同 II (1 単位)、深化プログラムとして、刑事法事例問題研究 I~III (各 2 単位) を開設している (計 13 単位)。

以上の科目は、それぞれ選択必修であるが、基礎プログラム 33 単位の中の 28 単位、深化プログラムの中の事例問題に係る授業科目 24 単位中 20 単位以上の履修を義務づけ、選択必修としているので、各系科目の標準単位数の履修は確保されている。また、基礎プログラム及び深化プログラムの全科目の履修を強く推奨しているため、実質的には必修に近いものとなっている。《別添資料 16「I. 履修要件」, 「II. 教育プログラム」平成 29 年度学生便覧 (法科大学院) 1~5 頁》, 《別添資料 18「北海道大学大学院法学研究科規程別表第 2 (第 19 条関係)」平成 29 年度学生便覧 (法科大学院) 84~86 頁》, 【解釈指針 2-1-5-2】

【解釈指針 2-1-5-1】は該当しない。

基準2-1-6：重点基準

(1) 基準2-1-3(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目(2単位)

イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)

ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)

(2) (1)に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目((1)に掲げる内容の授業科目を除く。)のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

ウ クリニック

(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1)アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(契約書・遺言書, 法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面及びこれらの書面を作成する基礎資料となる文書等実務的な文書の作成の基本的技能を, 添削指導等により修得させる教育内容)

(基準2-1-6に係る状況)

(1) 法律実務基礎科目のうち, 法曹倫理2単位, 基礎的な民事訴訟実務2単位, 基礎的な刑事訴訟実務2単位を, 以下のように必修としている。

ア 法曹倫理Ⅰ・Ⅱ(各2単位)は, 経験を積んだ弁護士が担当し, 法曹倫理Ⅰは, 弁護士倫理に加え, 裁判官や検察官の倫理や役割を中心とする総論, 法曹倫理Ⅱは法曹倫理の機能と課題の事例問題研究を扱うもので, いずれかの履修を要する選択必修である。法曹倫理Ⅰでは, 弁護士倫理を中心に扱うが, 裁判官の倫理(第11講), 検察官の役割・客観義務と真実義務(第12講), 法曹3者に共通する倫理(第13講)も授業内容として用意している。また, 法曹倫理Ⅱも, 弁護士倫理を中心に扱うが, 裁判官の倫理(第5講), 検察官の倫理(第12講), 裁判官・検察官の倫理(第13講)を授業内容として用意している。このように, 法曹倫理ⅠとⅡのどちらか一方のみを履修したとしても, 法曹3者の法曹倫理をカバーした内容となっている。もっとも, 法曹倫理ⅠとⅡの両方を履修することがより深い理解をもたらすことをふまえて, 法曹倫理Ⅱの到達目標には, 「法曹倫理Ⅱを履修する場合には, できる限り法曹倫理Ⅰを履修してほしい」と記載している。《別添資料19「平成29年度講義要領(法科大学院)」61~66頁》【解釈指針2-1-6-2】

イ 民事実務演習A(2単位)は, 裁判官が担当し, 実際の民事訴訟手続に即した事実の分析と主張の整理・構築方法を中心に, 要件事実及び事実認定の基礎を教えるもので, 必修科目とされている。民事実務演習B(2単位)は, 弁護士が担当して民事弁護の基礎を教える科目であり, 選択必修科目として履修することができる。

ウ 刑事実務演習A(2単位)は, 検察官が担当するもので, 捜査・公判手続の実務と事実認定を扱い, 刑事実務演習B(2単位)は, 弁護士が担当し, 被疑者・被告人の弁護活動に関わる実務的能力を涵養する科目, 刑事実務演習C(2単位)は, 刑事裁判官が担当するもので, 刑事訴訟手続に即した事実認定能力, 法的分析能力を磨くものとして位置づけられる。これらは, 上記の民事実務演習Bと合わせた4科目の中から, 4単位以上を修得するものとしている。特に刑事実務演習では, A・B・C3科目の履修者が合同で模擬裁判を行うことによって, 刑事裁判の実際を, 法曹3者すべての視点から, 可能な限り体験的に理解できるように工夫している。《別添資料20「平成29年度講義要領(法科大学院)」70~74頁》, 《別添資料16「Ⅰ.履修要件」, 「Ⅱ.教育プログラム」平成29年度学生便覧(法科大学院)1~5頁》, 《別添資料18「北海道大学大学院法学研究科規程別表第2(第19条関係)」平成29年度学生便覧(法科大学院)85頁》

(2) 上記のほか, 法曹としての技能及び責任等を修得させるための科目として, 以下のものを展開している。

ア 模擬裁判については, 刑事実務演習A・B・Cが合同で行うこととしている。《別添資料20「平成29年度講義要領(法科大学院)」70~74頁》

イ・ウ ローヤリングとクリニックは, ローヤリング=クリニックA・B(各2単位 選択科目)として展開している。《別添資料21「平成29年度講義要領(法科大学院)」77~

80 頁》

エ エクスターンシップは、法実務基礎プログラムの選択科目（1単位）として実施し、札幌のほか東京の弁護士事務所で実施している（平成24年度41名、平成25年度26名、平成26年度19名、平成27年度33名、平成28年度18名）。《別添資料22「北海道大学法科大学院平成エクスターンシップ実施状況（平成24年度～平成28年度）

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする科目として、公法実務演習（2単位）を選択科目として開講し、実際に事件を担当した弁護士と授業の担当弁護士とのディスカッション、弁護士と学生のディスカッションなどを通して、憲法、行政実体法、行政事件訴訟法、行政手続法などの理解と実務的感覚を養うこととしている。《別添資料23「平成29年度講義要領（法科大学院）」75～76頁》

（3）その他、法情報に関するリテラシー科目として、法実務基礎プログラムとして、法情報学（2単位）を開設しており、また、民事実務演習A・B、刑事実務演習A・B・Cにおいては、実務家教員による文書作成指導が行われている。加えて、基礎プログラム及び深化プログラムにおいても、課題等を通じて、法情報調査に関する技法を習得できるように努めている。さらに、法科大学院の入学式直後のガイダンスでは、全員を対象に法令、判例及び学説等の検索等に関し指導を行っている。【解釈指針2-1-6-3】

《別添資料16「I.履修要件」，「II.教育プログラム」平成29年度学生便覧（法科大学院）1～5頁》，《別添資料18「北海道大学大学院法学研究科規程別表第2（第19条関係）」平成29年度学生便覧（法科大学院）84頁～85頁》

（4）以上のような内容を有する法実務基礎プログラムについては、12単位以上の修得が修了要件となっている。これにより、基準2-1-6（1）に掲げる必修科目6単位（法曹倫理I，II（各2単位）から2単位以上の修得、民事実務演習A（2単位）は必修、民事実務演習B（2単位）及び刑事実務演習A，B，C（各2単位）から4単位以上の修得）のほか、基準2-1-6（2）が要請する4単位相当が必修又は選択必修となっている（ローヤリング＝クリニックA，B（各2単位）および公法実務演習（2単位）から4単位以上修得）。《別添資料16「I.履修要件」，「II.教育プログラム」平成29年度学生便覧（法科大学院）1～5頁》，《別添資料18「北海道大学大学院法学研究科規程別表第2（第19条関係）」平成29年度学生便覧（法科大学院）84頁～85頁》

（5）法実務基礎プログラムの授業内容については、教務委員会で検討しているが、実務家教員が必ず1名は教務委員になる体制を採っている。また、教務委員も出席する成績判定会議においては、実務家教員と研究者教員が、試験の成績のみならず、授業の内容や進め方等について意見交換を行っている。更に、FD委員会においても、実務家教員と研究者教員が、授業の内容、教材、評価の仕方等について、それぞれの経験を踏まえて議論している。

公法実務演習では、平成28年度より、実務家教員と研究者教員とが授業の内容について検討したうえで、3回の授業において、実務家教員と研究者教員とが授業に参加する体制を実験的に行っている。【解釈指針2-1-6-1】

基準 2-1-7

基準 2-1-3 (3) に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設されていること。

(基準 2-1-7 に係る状況)

基礎法学・隣接科目は、学際プログラムにおいて、基礎法関連科目 11 科目と政治学関連科目 4 科目を合わせて 15 科目が開設されており、人間や社会に対する関心を広げ、かつ理解を深めるための幅広い科目の展開を確保している。学生には、そこから 4 単位以上を修得することを義務づけている。

これらの科目には隔年開講のものがあるが、2 年課程学生も 2 年間で履修できるように、計画的に開講している。

《別添資料 16 「Ⅰ.履修要件」，「Ⅱ.教育プログラム」平成 29 年度学生便覧（法科大学院）1～5 頁》，《別添資料 18 「北海道大学大学院法学研究科規程別表第 2（第 19 条関係）」平成 29 年度学生便覧（法科大学院）86 頁》

基準 2-1-8

基準 2-1-3 (4) に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設されていること。

(基準 2-1-8 に係る状況)

展開・先端科目については、(1)先端ビジネス部門の授業科目として、現代企業法 I・II、現代取引民法、現代倒産・執行法 A・B・C、知的財産法 A・B・C (臨時開講科目)、現代知的財産法 A・B・C・D、経済法 A・B、現代経済法 A・B、租税法 A・B、企業法務、(2)生活関連部門として、現代生活民法、環境法、情報法、地方自治法、労働法 A・B、労働法特論、社会保障法 A・B、環境法特論、医療訴訟、(3)部門共通科目として、フィールドワーク、(4)共通科目として、立法過程論、司法制度論、国際法 A・B、国際取引法、国際人権法、国際私法、国際私法特論 (臨時開講科目)、研究論文を開設している。

学生は、1つの部門を選択し、当該部門、部門共通及び共通科目に係る授業科目から 10 単位以上を含む合計 12 単位以上を修得する。

《別添資料 16「I.履修要件」, 「II.教育プログラム」平成 29 年度学生便覧 (法科大学院) 1～5 頁》, 《別添資料 18「北海道大学大学院法学研究科規程別表第 2 (第 19 条関係)」平成 29 年度学生便覧 (法科大学院) 85 頁～86 頁》, 【解釈指針 2-1-8-1】

基準2-1-9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

(基準2-1-9に係る状況)

講義・演習とも1コマは90分であり、基礎プログラムを除き、第1学期と第2学期の2学期制を採用し、2単位科目を中心に授業科目を開講し、週1回の開講で15回の授業回数を確保している。

基礎プログラムについては、年間4学期制(春・夏・秋・冬学期。各学期7週半)を採用しており、2単位科目は週2回の開講によって15回の授業回数を確保している。民法Ⅰ・Ⅱのような3単位科目については、週3回の開講とし、憲法Ⅱ，行政法Ⅱ，民事訴訟法Ⅱ，刑事訴訟法Ⅱなどの1単位科目は、週1回の開講としている。なお、補講については、毎週木曜日の4講時・5講時をこれに当てることができるように時間割を設定している。その他の2学期制の授業科目について、第1学期・第2学期の終了後に適宜補講期間を設けているほか、上記のように木曜日4講時・5講時の補講時間帯でこれを行うようにしている。

なお、休講・補講の実施については、紙媒体での掲示を行うほか、教育支援システム(TKC教育支援システム)上の掲示板にも必ずアップし、学生の便宜に供している。

エクスターンシップ(1単位)は、1～2週間の期間を設定して実施することとしている。フィールドワーク(1単位)は、科目の性質上、授業時間の規定はないが、教務委員と担当教員2名の合議によるレポート評価において、大学設置基準の規定を考慮している。

2 特長及び課題等

(1) 特長

本法科大学院は、法曹として持つべき付加価値として、先端的なビジネスに強い法曹（先端ビジネス型法曹）と市民生活に密着した法曹（生活密着型法曹）の二つを掲げ、そのような価値をも身につけた法曹養成のためのカリキュラムとして、展開・先端科目（先端・発展プログラム）として、先端ビジネス部門と生活関連部門の二本柱を編成している。そして、このような付加価値を十分備えうるような基礎的素養を涵養するために十分な法律基本科目及び法律実務基礎科目を用意している。本法科大学院のこのような試みは、一定程度成功しているものと考えている。

(2) 課題等

該当なし。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準3-1-1に係る状況)

法律基本科目である基礎プログラムと深化プログラム、理論と実務の架橋をなす法実務基礎プログラムの科目（法曹倫理、民事実務演習、刑事実務演習、公法実務演習）については、厳格な学年配当制のもとで、選択必修ないし必修としており、また、上記プログラムの受講者を法科大学院の学生に限っているため、学生数は適切な規模を維持している。

また、法曹としての付加価値を高めることを目標とした先端・発展プログラム及び学際プログラムでは、学生の自発性を発揮しうるように、緩やかな選択必修制が採っているもので、これらもほぼ適切な規模となっている。なお、他専攻に所属する学生の履修を認めているのは、先端・発展プログラム及び学際プログラムの一部科目に限られる。

《別添資料6「平成29年度法科大学院開講科目一覧」平成29年度講義要領（法科大学院）1～4頁》、《別添資料24「履修者一覧（平成25年～28年度）」》、【解釈指針3-1-1-1】、【解釈指針3-1-1-2】、【解釈指針3-1-1-3】

基準3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準3-1-2に係る状況)

本法科大学院の入学定員は平成22年度から平成26年度まで80名であり、平成27年度から50名に変更した。50名のうち3年課程に20名、2年課程に30名を目途に受け入れており、実数は入学定員を大きく超えることはない。したがって、法律基本科目のうち、1年次配当である基礎プログラムはもちろん、2クラスに分けて行っている2年次・3年次配当の深化プログラムの授業も、最大で約50名程度である。1クラスの学生数の最大は、次のとおりである。

	基礎プログラム	深化プログラム
平成25年度	26	51
平成26年度	19	35
平成27年度	19	33
平成28年度	15	35
平成29年度	14	34

クラスは、予め履修対象者を2つに分けてそれぞれ当該時間帯で履修するよう指示しているが、同一時間帯で履修すべき科目がある場合には、特段の手続を要することなくクラスの移動を認めている。その場合でも、クラス間の履修者数に大きな隔たりが出た際には担当教員が調整することにより、適切な履修者数を維持している。

《別添資料25「クラス分け調整の教務委員会揭示文書」（深化プログラムと法実務基礎プログラムのクラス分けについて）》、《別添資料26「法科大学院授業時間割（平成29年度）」》、【解釈指針3-1-2-1】

3-2 授業の方法

基準3-2-1

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 当該授業科目において設定されている到達目標の内容が学生に示され、それを踏まえて、授業の進行及び自習の指示等がされ、学生が当該教育を受ければ到達目標を達成できるものであること。
- (3) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (4) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

(1) 本法科大学院の授業の方法は、一般に双方向的・多方向的なものであるが、各教育プログラムの趣旨・目的に応じて工夫している。基礎的知識の習得を目指す基礎プログラムにあっては、知識を効率的に教授できる講義方式を中心としつつ、適宜確認の質問等をするなどして双方向性を確保している。基礎的知識を前提に、更に法律基本科目に対する理解を深化させる深化プログラムでは、事例に基づきつつ、学生との問答を通じて授業を展開する対話方式が中核となる。理論と実務の架橋を図る法実務基礎プログラムでは、少人数の演習形式で授業を展開する。

深化プログラムでは、双方向的形式による事例式問題の検討に加え、レポート等を提出させ、文書作成指導を行っている。また、法実務基礎プログラムでも、ローヤリング＝クリニックでは実際の相談者に應對することで実習的な要素も取り込んでいる。このように専門的な法知識を法曹実務の現場で活かすことのできる能力を涵養するための教育を実施している。《別添資料6「平成29年度法科大学院開講科目一覧」平成29年度講義要領(法科大学院)1～4頁》【解釈指針3-2-1-1】、【解釈指針3-2-1-2】、【解釈指針3-2-1-3】、【解釈指針3-2-1-4】、【解釈指針3-2-1-5】

クリニック及びエクスターンシップにおいては、ガイダンスを行い、関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する適切な指導監督を行っている。《別添資料27「札幌弁護士会との協定書様式」》、《別添資料28「誓約書様式」》、【解釈指針3-2-1-6】

エクスターンシップは、教務委員会及びエクスターンシップ担当教員が管轄し、研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて、研修学生を適切に指導監督している。単位認定は、研修先からの「エクスターンシップ評価報告書」及び本人の「エクスターンシップ実習報告書」を基に行っている。《別添資料29「エクスターンシップ評価報告書様式」》、《別添資料30「エクスターンシップ実習報告書様式」》、【解釈指針3-2-1-6】

(2) シラバスに各授業の到達目標を記載しており、各授業において達成が望まれる学生の具体的な能力を示している。また、担当教員は、到達目標を踏まえた、予習、復習のあり方を示すことにより、学生が到達目標を達成できるための適切な措置を採っている。

《別添資料 13「平成 29 年度講義要領シラバス」》

(3) シラバスには、1 年間の授業計画、各授業の内容、方法、成績評価基準等が記載し、学生に事前に示すこととなっている。成績評価基準については、具体的な考慮要素、考慮の割合を示している。《別添資料 13「平成 29 年度講義要領シラバス」》

(4) 授業には教育支援システム（TKC 教育支援システム）を利用することができ、十分な予習を前提として行っている（本評価書Ⅲ第 7 章 7-1-1 参照）。

学生の質問等を受け付けるために、オフィスアワー制を実施している。また、学生の修学指導を行うため、クラス担任制を導入している（1 学年 2 名）。クラス担任は、定期試験における全学生の成績を掌握し、不可が目立つ学生についてはその原因を調査する。成績不良が改善されない学生に対しては、法科大学院長が直接指導・注意を行っている。

《資料「留年学生への指導方法について」》、《別添資料 31「平成 29 年度法科大学院教員オフィスアワー一覧」》

資料「留年学生への指導方法について」

進級できなかった学生への指導方法について

1 進級できなかった学生（以下、「留年学生」という。）に対して、法科大学院長は、教務委員会委員長の推薦する専任教員を、留年学生の担当教員として指名する。この際、クラス担任を担当教員とすることを妨げない。

2 担当教員は、日常的に留年学生の修学相談に乗るとともに、修学指導など必要な方策を講じるものとする。

（出典：平成 18 年 4 月 20 日教員会議配付資料〔決定〕）

法科大学院生専用の自習室では、個席を割り当てており、24 時間、土日の利用も可能である。自習室は、附属図書館や法学政治学資料センターに近接している。

他方で、ID 付与により、学生は電子ロー・ライブラリーを学内外から利用することができる。このように、図書等の資料及び学習空間においても応分の環境を用意している。【解釈指針 3-2-1-7】

集中講義を実施する場合には、実施期間が重ならないように日程を考慮し、かつ、一日あたりの授業コマ数を 3～4 とし、更に、筆記試験を実施する場合には、授業終了直後に実施されることがないように試験期間を設定することに努め、授業を受ける者が、十分に授業時間外の学習時間を確保できるように配慮している。《別添資料 32「平成 28 年度法科大学院集中講義時間割」，「平成 29 年度法科大学院集中講義時間割」》，【解釈指針 3-2-1-8】

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次における履修登録可能な単位数の上限が以下の各号を満たしていること。

(1) 最終年次を除く各年次においては、36単位を原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が合理的なものであることが明らかにされている必要がある。ただし、次の各号に掲げる授業科目については、36単位とは別にそれぞれの単位を限度として履修登録させることができる。

ア 法学未修者1年次及び2年次に配当される基準2-1-3(1)に定める法律基本科目に当たる授業科目

8単位

イ 基準4-2-1(1)ウに定める者の認定において、法学未修者1年次に配当される授業科目のうち履修免除の対象とならない授業科目及び法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目

6単位

(2) (1)のただし書にかかわらず、いずれの年次においても、44単位を超える単位数の設定はすることができない。

(基準3-3-1に係る状況)

本法科大学院は、3年課程・2年課程ともに、上記の基準を満たしている。第1年次及び第2年次における履修登録の上限は、それぞれ36単位であり、第3年次においては44単位以内としている。ただし、エクスターンシップ(1単位)、知的財産法C(1単位)及びフィールドワーク(1単位)については、いずれか1科目だけは36単位を超えて履修することが可能である。知的財産法Cは、夏休みに短期集中で行うという授業形態であるが、単位の認定方法はレポートで、提出時期は後期であることから、授業科目の性質上、学生の学習に大きな負担になるものではない。もっとも、これらの科目についても、最終学年にあっては、44単位を超えて履修することができない。

また、民事法基礎ゼミは、法学未修者1年次に配当される法律基本科目として、キャップ制の対象外としている。

また、原級留置となった場合の再履修科目及び他の大学院において履修した科目もキャップ制の対象となる。なお、本法科大学院は学生の長期履修を認めていない。《資料「キャップ制(北海道大学大学院法学研究科規程第23条関連)」》、《別添資料32「平成29年度法科大学院集中講義時間割」》【解釈指針3-3-1-1】、【解釈指針3-3-1-2】、【解釈指針3-3-1-3】、【解釈指針3-3-1-4】、【解釈指針3-3-1-5】

資料「キャップ制(北海道大学大学院法学研究科規程第23条関連)」

密度の濃い学習を確保するため、1年ごとに履修できる科目の上限を設けます(キャップ制)。原則として1年につき36単位、最終学年の場合は1年につき44単位とします。

なお、キャップ制とは、修得できる単位数ではなく、登録できる単位数です。

また、エクスターンシップ（1単位）、知的財産法C（1単位）及びフィールドワーク（1単位）については、その実施期間が学期外であることに鑑み、いずれか1科目だけは36単位を超えて履修することができます。ただし、最終学年にあつては、44単位を超えて履修することができませんので、注意してください。

さらに、民事法基礎ゼミについては、キャップ制の対象外として取り扱います。

（出典：平成29年度学生便覧（法科大学院）1頁）

2 特長及び課題等

(1) 特長

カリキュラムが体系的に構築していること、研究者教員と実務家教員が、それぞれの知識・能力を活かした授業を熱心に展開していること、特に、深化プログラムでは、レポートに対する添削返却を組み込んでいる授業が少なくないことは、法律家の養成に大きく資するものである。

また、学生全員に電子ロー・ライブラリーの利用 ID が付与され学内外から利用できること、更に、法科大学院専用の図書室を擁するだけでなく、専用の固定席のある自習室が、膨大な図書等の資料を有する附属図書館や、最新情報にアクセスできる法学政治学資料センターに近接していることも、優れた学習環境である。

(2) 課題等

首都圏でのエクスターンシップの受け入れ先をどのように確保するかが課題となっている。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われていること。
- (2) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (3) 成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていること。
- (4) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (5) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (6) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。
- (7) 期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施せずに成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であるとする理由が明らかにされていること。

（基準4-1-1に係る状況）

(1) まず、法律基本科目及び法律実務基礎科目においては、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」（いわゆる「コアカリキュラム」）を、ミニマムに求められる達成度として設定した上、シラバスに「到達目標」欄を設けることによって、当該授業において求められている達成度を学生に周知し、計画的・効率的な学習を促している。また、展開・先端科目及び基礎法学・隣接科目においても、それぞれの科目の特質や内容に応じた達成度を設定し、シラバスに「到達目標」欄を設けることで、法律基本科目及び法律実務基礎科目におけるのと同様の教育効果を目指している。【解釈指針4-1-1-1】

(2) 成績評価は、きめ細かな成績評価を可能とするため、科目の特性に応じて、5段階（秀・優・良・可・不可）の評価制度並びに合格及び不合格による評価制度を採用している。成績評価の方法としては、「秀・優・良・可」については相対評価、「不可」は絶対評価とした上で、「秀・優・良・可」については科目の特性及び履修者数に応じた成績分布の基準を設けている。このことは、学生便覧（6頁）の「V. 成績評価」に記し、学生に周知している。また、成績評価にあたっては、後述のとおり、それぞれの学期に開講した授業科目の担当教員と法科大学院長及び教務委員長が一堂に会する成績判定会議を開催し、各教員に説明を求めた上、全体で検討し、授業科目間における評価の尺度を共通させ、また、教員間において尺度の設定に関する認識が共有されるようにしている。【解釈指針4-1-1-2】

(3) 成績評価の基準にしたがった適切な成績評価が行われるよう、前述のとおり、成績判定会議を設けている。この会議に出席するのは、基礎プログラム及び深化プログラム科目の担当者、5名以上の履修者のある科目の担当者、法科大学院長、教務委員長である。この会議において、各授業科目の担当者は、履修者数・試験問題・評価基準・合格率・成績分布をそれぞれ報告し、それらについて詳細な検討を行っている（出席できない担当者には、あらかじめ書面（『成績評価報告票』）による説明を求めている。）。その際、成績評価が、定められた成績分布の基準を外れる科目については、その理由について、書面（『成績評価理由書』）の提出を求め、また、原則として成績判定会議における口頭での具体的な説明を求め、その理由が合理性を欠くと判断される場合には、成績の再評価を行っている。更に、成績判定会議では、学生の全体的な傾向についても意見交換を行っている。そして、成績判定会議の後、法科大学院教員会議で最終の成績判定を行っているので、成績評価の公平性は一層確保されており、成績評価に関するデータも教員間で共有している。《別添資料 33「平成 29 年度学生便覧（法科大学院）」6 頁》、《別添資料 34「北海道大学大学院法学研究科規程」第 24 条、第 11 条、第 12 条》、《別添資料 35「平成 28 年度春学期開講科目の成績判定について」》、《別添資料 36「平成 28 年度前期及び夏学期開講科目の成績判定について」》、《別添資料 37「平成 28 年度秋学期開講科目の成績判定について」》、《別添資料 38「平成 28 年度後期及び冬学期開講科目の成績判定について」》、《別添資料 39「成績評価に関する手引」》

また、成績評価について個別の説明を希望する学生には、定期試験の解説会を開催したり、あるいはオフィスアワーを利用するなどして説明を行っている。更に、単位認定に対する異議申出が制度化している。異議のある学生は所定の期間内に、異議申出書を書面で提出し、それに対して教務委員会名で書面をもって回答するというシステムをとっている。（学生便覧 3 3 頁）【解釈指針 4-1-1-3】

(4) 成績評価の結果が個々の学生へ通知された後、成績分布を掲示し、公表している。公表する科目は、基礎プログラム・深化プログラムに属する科目と、5名以上の履修者のある科目である。成績分布を公表する目的が成績評価への信頼感の醸成、及び学習の動機づけにあることを考えると、全科目について公表することが望ましいが、一方で、履修者が少数の授業科目では個人の成績が特定されることが懸念されるため、上記のように限定している。

また、担当教員によっては、試験終了後に試験問題及び成績評価の基準について解説会を開催する又は解説を掲示すること、優秀答案・優秀レポートを学生の同意を得て公表すること等を行っている。これにより、各学生は、自己の答案・レポートとの対照が可能となり、成績評価への信頼性が増すとともに、その後の学習の参考にすることができる。更に、過去の試験問題も公表しており、これにより成績評価の透明性が高まるとともに、学生が当該科目におけるポイントを認識するための手引きとなっている。答案は事後に参照できるように、法科大学院として管理保管している。

なお、平成 28 年度から、定期試験を実施したすべての科目について、担当教員に採点のポイントを提出させ、法科大学院として管理している。今後、その帰趨を見定めつつ、公表に向けた検討を進めていく。【解釈指針 4-1-1-4】

(5) 期末試験を実施するに当たっては、その実施要領及び日程について、掲示等により学生に周知を行っている。

また、期末試験における不正行為があった場合には、法科大学院長による指導及び当該試験期間に実施される試験の単位認定を行わないなど、厳しく処分をしている。なお、小

テスト等、学期末試験以外の試験、学期中・学期末に提出されるレポートについても同様の対応をしている。《別添資料 33「平成 29 年度学生便覧（法科大学院）」6 頁》

（6）期末試験の実施にあたり「特に配慮」が求められるものとして、再試験と追試験がある。本法科大学院では、次に述べるような客観的で厳正な仕組みでこれらの試験を実施している。

再試験については、現在、3年課程の学生に提供される基礎プログラムに属する科目並びに法曹倫理Ⅰ・Ⅱ、民事実務演習 A・B、刑事実務演習 A・B・C、公法実務演習についてのみ認めている。再試験は、合格とされなかった本試験が実施された期末試験期間から、3か月ないし6か月を空けて次の期末試験期間において実施しており、その間の学生の学修を促すことを目的としている。なお、再試験の成績評価は「可・否」で行い、また、再試験の追試験は行わない。【解釈指針 4-1-1-6】

また、追試験については、「疾病、忌引き、公共交通機関の遅延等のやむを得ない事情」から定期試験を受験できなかった場合、教務委員会による審査の後、追試等の措置がありうる。なお、その評価は通常の5段階評価で行っている。

再試験と追試験で用いた試験問題は、成績判定会議及び法科大学院教員会議に報告されており、本試験と同一又は類似のものとならないように配慮している。【解釈指針 4-1-1-5】

《別添資料 40「平成 29 年度学生便覧（法科大学院）」39～40 頁》、《別添資料 41「平成 27 年度冬学期・平成 28 年度春学期科目再試験成績」及び「平成 28 年度夏学期・秋学期科目再試験成績」》、《別添資料 42「平成 29 年度学生便覧（法科大学院）」41～42 頁「定期試験を受験できなかった者の手続きについて」》

（7）成績評価については、筆記による定期試験を基本としている。また、成績評価の基準と方法については、上記のとおり、シラバスに記載され、教務委員会がモニタリングしている。更に、実際の成績評価にあたっては、上述の成績判定会議においてその内容が担当教員から説明され、適正な評価がされているか否かの確認がされる仕組みになっている。【解釈指針 4-1-1-7】

基準4-1-2

一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準4-1-2に係る状況）

本法科大学院では、計画的・効率的な学習を促すため進級要件を設けている（進級制）。3年課程の場合、2年次進級のためには28単位以上を修得していること、3年次進級のためには56単位以上を修得し、かつ、基礎プログラムを28単位以上修得していることが必要である。2年課程の場合、2年次進級のためには28単位以上を修得していることが必要である。加えて、密度の濃い学習を確保するため、各学年毎に履修できる科目の上限を設けるキャップ制を採用している（原則として36単位、最終学年のみ44単位）。なお、原級留置となった場合の再履修科目、及び他の大学院において履修した科目もキャップ制に含まれる（キャップ制については、本評価書Ⅲ第3章3-3-1参照）。これらの点は、北海道大学大学院法学研究科規程第23条及び第25条に規定するほか、学生便覧に明示し、学生に周知している。《別添資料43「平成29年度学生便覧（法科大学院）」1～2頁》《別添資料44「平成29年度学生便覧（法科大学院）」78頁「北海道大学大学院法学研究科規程」第23条及び第25条》

また、平成29年度入学生から、いわゆるGPA制度を導入し、上記の単位数を修得した者であっても、成績が芳しくない者は原級留置とすることとしている。

原級留置の場合に再履修を要する科目については、特段の制限はなく、不合格科目以外の科目を履修するか、あるいは不合格科目を履修して、進級要件を満たすことになる。また、GPA制度の導入に伴い、平成29年度入学生からは、GPA対象科目については、その成績評価が「可」であった場合も再履修できることとしている。

なお、平成18年度からは、進級できなかった学生（留年学生）には、担当教員をつけ、その学習相談に応ずるとともに、再履修を要する授業科目の範囲の周知を含む就学指導など必要な方策を講じている（本評価書Ⅲ第3章3-2-1（3）参照）。《別添資料43「平成29年度学生便覧（法科大学院）」1～2頁》、《別添資料44「平成29年度学生便覧（法科大学院）」78頁「北海道大学大学院法学研究科規程」第23条及び第25条》、【解釈指針4-1-2-1】、【解釈指針4-1-2-2】（なお、進級制を採っているため、【解釈指針4-1-2-3】は該当しない。）

4-2 修了認定及びその要件

基準4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

なお、入学時に既に十分な実務経験を有する者であって、当該法科大学院において実務経験等を評価した上で適当と認められる場合には、カに属

する授業科目のうち当該実務経験等に相当すると認められるものに代えて法律基本科目の履修を認め、これによる単位数を力に定める単位数に算入することができる（算入することのできる単位数は4単位を上限とする。）。

ア 公法系科目	8 単位
イ 民事系科目	24 単位
ウ 刑事系科目	10 単位
エ 法律実務基礎科目	10 単位
オ 基礎法学・隣接科目	4 単位
カ 展開・先端科目	12 単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位数を、31単位以上修得していること（なお、(2)において力に算入した法律基本科目の単位数は、この号に関する限り、展開・先端科目の単位数と読み替える。）。

（基準4-2-1に係る状況）

(1) 本法科大学院では、3年を標準の修業年限とし、修了には94単位以上の単位修得が必要である（3年課程）。ただし、入学試験において法学につき十分な基礎的学力を有すると法科大学院教員会議が認める者（以下「法学既修者」という。）には、上記修了要件単位は30単位を超えない範囲で修得したものとみなし、1年の短縮を認めている（2年課程）。《別添資料43「平成29年度学生便覧（法科大学院）」1～2頁》、《別添資料45「北海道大学大学院法学研究科規程」第20条～第22条》

なお、基準4-2-1(1)のうちアについては、3年課程の学生に限って、法科大学院教員会議の承認を得て、他の大学院の授業科目を履修すること、外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修をすることができる（本法科大学院を休学中に履修又は学修したものを含む。）。このようにして修得した単位は、30単位を超えない範囲で本法科大学院において修得すべき単位の一部とみなすことができる。《別添資料46「平成29年度学生便覧（法科大学院）」35～36頁》、《別添資料45「北海道大学大学院法学研究科規程」第21条、第21条の2、第20条第4項》

基準4-2-1(1)のうちイについては、3年課程の学生に限って、入学前の既修得単位については、それらの単位数の合計が30単位を超えない範囲で本法科大学院において修得すべき単位の一部とみなすことができる。認定科目及び評価は法科大学院教員会議において決定するが、基礎プログラム及び深化プログラムについては単位認定を行わない（法実務基礎プログラムについては原則として単位認定は行わないが、法情報学に相当する科目については、単位認定を行うことがある。）。《別添資料43「平成29年度学生便覧（法科大学院）」1～2頁》、《別添資料46「平成29年度学生便覧（法科大学院）」35～36頁》、《別添資料45「北海道大学大学院法学研究科規程」第22条》、《別添資料47「法科大学院入学前の既修得単位の認定について（平成29年3月27日学事担当）」》

なお、基準4-2-1(1)ア及びイの措置は、3年課程の学生に限って認めている。従って、基準4-2-1(1)ウのただし書は該当しない。【解釈指針4-2-1-1】また、進級判定にあたっては、平成29年度入学者からGPA制度を新たに導入した。この運用状況を見定めた上で、修了判定においてもGPA制度を活用するかを検討する予定であ

る。【解釈指針4-2-1-2】

(2) 法律基本科目に関する基礎的知識を習得する基礎プログラムは、3年課程の入学者が履修する。それは、憲法Ⅰ・Ⅱ、行政法Ⅰ・Ⅱ、民法Ⅰ～Ⅳ、商法Ⅰ～Ⅲ、民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ、刑法Ⅰ・Ⅱ、刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ、民事法基礎ゼミからなり（民法Ⅰ・Ⅱは3単位、憲法Ⅱ、行政法Ⅱ、民事訴訟法Ⅱ、刑事訴訟法Ⅱ、民事法基礎ゼミは1単位、その他はすべて2単位）、計32単位中14科目以上、28単位が必修（選択必修科目）である。

更に、法律基本科目に関する基礎的知識を前提として、その理解を具体的事例問題の検討を通じて理論・手続の両面から一層深化させる深化プログラムを3年課程入学者と2年課程入学者が履修する。公法事例問題研究Ⅰ～Ⅲ、民事法事例問題研究Ⅰ～Ⅳ、商事法事例問題研究Ⅰ・Ⅱ、刑事法事例問題研究Ⅰ～Ⅲ、現代家族法、債権法改正（臨時開講科目）（すべて2単位）からなり、24単位中20単位が必修（選択必修科目）である。

基準4-2-1(2)について、「エ 法律実務基礎科目10単位」については、法実務基礎プログラム12単位以上を履修することを求めている。「オ 基礎法学・隣接科目4単位」については、学際プログラム4単位以上修得することを求めている。「カ 展開・先端科目12単位」については、先端・発展プログラム12単位以上を修得することを求めている。

基準4-2-1(2)では、法学既修者については、アからウの授業科目について合計18単位以上の修得を求めているが、深化プログラムにおいて20単位以上を修得することを求めているので、問題はない。また3年課程入学者については、公法系科目が8単位以上、民事系科目が24単位以上、そして刑事系科目が10単位以上修得することを求めているが、基礎プログラム及び深化プログラムの授業科目において、同様の単位数修得を求めているので、問題はない。

なお、入学時に既に十分な実務経験を有する者について、カに属する授業科目に代えて法律基本科目の履修を認めるという制度は設けていない。【解釈指針4-2-1-3】

【解釈指針4-2-1-4】 【解釈指針4-2-1-5】

(3) 3年課程にあつては、94単位以上の単位修得を求めているが、法律基本科目である基礎プログラム及び深化プログラムは最大限に修得しても61単位が限度であるので、残り33単位以上は、法律基本科目以外の科目の単位の修得を求めている。また、2年課程にあつては、64単位以上の単位修得を求めているが、法律基本科目である深化プログラムは最大28単位であるので、残り36単位以上は、法律基本科目以外の科目の単位を修得しなければならない。

《別添資料16「履修要件及び教育プログラム」平成29年度学生便覧（法科大学院）1～4頁》、《別添資料18「北海道大学大学院法学研究科規程別表第2（第19条関係）」平成29年度学生便覧（法科大学院）84～86頁》

基準4-2-2

修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

(基準4-2-2に係る状況)

本法科大学院では、修了の認定に必要な修得単位数は、94単位とされており、102単位の上限を超えない。

4-3 法学既修者の認定

基準4-3-1：重点基準

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

（基準4-3-1に係る状況）

本法科大学院では、50名を定員として選抜を行っている。

まず、第1次選抜として、日弁連法務研究財団が実施する法科大学院統一適性試験の成績に基づいて選抜する。

次に、第1次選抜合格者で2年課程への進学を希望する者には法律科目試験を課し、その結果により合格者を決定する。法律科目試験科目は、憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法・商法・行政法の7科目であり、そのすべての科目を受験しなければならない。

なお、民事法系（民法・商法・民事訴訟法）、公法系（憲法・行政法）、刑事法系（刑法・刑事訴訟法）の、それぞれの系ごとの各科目の合計点において、最低ラインに達していない系が1つでもある者については、それだけで不合格となる。最低ラインは、各系ごとの各科目の満点の合計点（民事法系160点、公法系120点、刑事法系120点）の20%とする。この試験に合格した者は、法律科目試験で受験した法律基本科目30単位を超えない範囲で修得したものとみなし、その履修を一括して免除している。《別添資料10「平成29年度法科大学院学生募集要項」3～5頁》、《別添資料45「北海道大学大学院法学研究科規程」第20条第2項》

法学既修者の認定に用いる法律科目の試験問題の作成に当たっては、出題・採点を担当する試験委員が集まり、過去の法学既修者（入学者）の学力を踏まえて、法律科目の試験問題の内容・難易度・分量・科目間のバランス等が適切であるかを立ち入って検討している。同時に、最近出題された学部試験問題とは異なるよう配慮しており、これによって試験出題の公平性を確保するとともに、過去5年分の試験問題については、本法科大学院のウェブサイト上で、最高・最低点、平均点及び既修者認定試験の結果を公表している。また、受験者には入試成績を開示しており、これによって受験者は法律科目試験の点数とランクを知ることができる。

また、第2次選抜は、札幌試験場に加え、東京試験場も設定して実施しており、地理的な観点から開放性及び多様性の確保を図っている。《別添資料10「平成29年度法科大学院学生募集要項」3～5頁》、《別添資料48「北海道大学法科大学院ウェブサイト」〈<http://www.juris.hokudai.ac.jp/ls/examinee/entry/#shikenkaijo>〉》、【解釈指針4-3-1-1】、【解釈指針4-3-1-2】、【解釈指針4-3-1-3】、【解釈指針4-3-1-4】、【解釈指針4-3-1-5】【解釈指針4-3-1-6】

なお、法学既習者については、30単位を修得したものとみなし、在学期間を1年間短縮している。この短縮は、修得したものとみなす単位数を適切に考慮した結果である。【解釈指針4-3-1-7】

2 特長及び課題等

(1) 特長

成績評価を行うに当たって、成績判定会議を実施して、客観的かつ厳正な成績評価を行うようにしている。

キャップ制により、また、2年課程については30単位の一括認定により、学生が段階的に法律学を学ぶことができるような制度設計となっている。また、3年課程については、法律基本科目以外の科目について、他の大学院の授業科目を履修することや、外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修をすることができるようになっている。このことは、幅広い視野を持った法曹の養成に資している。

(2) 課題等

進級要件において新たに導入したGPA制度を適確に運用するとともに、修了認定についてもこれを導入するかを検討するのが今後の課題である。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

まず、各科目の教育内容や位置づけ等について、教務委員会で恒常的に検討していることはもとより、シラバスの記載の仕方についてもチェックするようにしている。なお、法律実務基礎科目の授業内容等は、関連する法律基本科目の内容を踏まえ、関係教員の連携の下に決定し、その内容を教務委員会がシラバスをもとにチェックすることになる。教務委員会の委員には実務家が必ず1名入ることとなっている。また、双方向的で密度の高い教育を実施するため、特に複数のクラスを開設する科目については、必要があれば、履修学生の一部のクラスを変更させる等、適正な規模のクラス編成を実現するようにしている。

成績評価基準の内容については、上記と同様に教務委員会がシラバスをもとにチェックをしている。また、成績評価のあり方については、教務委員、法科大学院長、授業担当教員による成績判定会議により各授業の成績評価についてチェックしている(基準4-1-1参照)

次に、教育の内容・方法等の改善を実現する方策として、充実したファカルティ・ディベロップメントを行うため、ファカルティ・ディベロップメント委員会(以下「FD委員会」という。)を設けている。《別添資料49「法科大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会の設置に関する申し合わせ」》教育内容・方法等の改善については、このFD委員会を中心となって取り組んでおり、その取り組みの1つが、学生による授業アンケートであり、もう1つが教育方法研究会の開催である。

(1) 学生による授業アンケートは、すべての科目について実施し、FD委員会が、その結果を集約し、授業担当教員及び学生にフィードバックしている。《別添資料50「法科大学院における『学生による授業アンケート』の実施要領」》、《別添資料51「北海道大学法科大学院学生アンケート」》

アンケート結果はFD委員会が分析を行い、その結果を各授業担当教員へ伝えるとともに、各年度の前期と後期に法科大学院教員会議において分析結果を報告している。《別添資料52「法科大学院授業アンケート集計結果」》

(2) 教育方法の改善、教育指導に関する資質能力の向上に向けては、何よりも教員相互、とりわけ研究者教員と実務家教員との間で情報を交換し合い、相互理解を深めるとともに、教育実践として参考になるものは、積極的に採り入れることが必要である。そのための取り組みとして、教員相互の授業参観の機会の設定、教員による教育方法に関する懇談会を行っている。懇談会は、年に1～2回程度、上記の学生による授業アンケートで特に高い評価を得た授業科目の担当者から、担当する授業の内容、レジュメ等のサンプルの開示、授業の進め方、成績の評価方法等について報告を受け、参加者全員で質疑応答をして、より望ましい教育方法について議論を行う、という形で実施している。

以上のように、教務委員会、FD 委員会を中心として、教育の内容・方法等の改善を実現する取り組みを継続的に行っている。【解釈指針5-1-1-1】、【解釈指針5-1-1-2】、【解釈指針5-1-1-3】、【解釈指針5-1-1-4】

2 特長及び課題等

(1) 特長

教育内容・方法の改善に向けた取り組みとして、FD 委員会を設置しており、同委員会が実施主体となって、授業科目のすべてについて「学生による授業アンケート」を実施している。アンケート結果については、同委員会が、全体的な観点から授業評価の傾向・方向性や個別の問題点の有無等をチェックし、これを法科大学院教員会議で報告することとし、また、アンケート結果は授業担当教員及び学生に対してフィードバックすることによって、個別の授業科目の教育内容・方法の改善に資するような取り組みを行っている。

これとあわせて、教員による教育方法に関する懇談会を年1～2回程度開催し、教育内容・方法の改善に向けた情報・意見の交換も行っており、このような取り組みの成果が次年度以降の授業に反映するように配慮している。

(2) 課題等

該当なし。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を設定していること。

（基準6-1-1に係る状況）

本法科大学院では、基準1-1-1で述べた理念・目標を達成するにあたり、ふさわしい学生を選抜するためのアドミッション・ポリシーとして、①基礎的な教養と社会に対する広い関心、②分析力、思考力及び表現力などの法律家としての適性、③継続的な教育に耐えうる知的素養・忍耐力を備えた人材を選抜することを定めている。そして、選抜に際しては、公平性・多様性・開放性・客観性・透明性を確保するための措置を講ずることとしている。

また、本法科大学院は、教育理念及びアドミッション・ポリシーを明確に定めている。そのアドミッション・ポリシーにおいては、教育理念に沿った具体的な選抜基準を明確に示している。更に、入学者選抜の基本的な指針として、法科大学院入試の一般的な理念である「公平性、開放性、多様性」に加え、客観性と透明性についても明示している。

更に、本法科大学院の教育理念及びアドミッション・ポリシーは、学生募集要項の冒頭に、明記している。《別添資料 53 平成 29 年度法科大学院学生募集要項 1 頁》

加えて、同じ内容を、本法科大学院のウェブサイトにおいても公表している。《別添資料 54 本法科大学院ウェブサイト「教育理念・目標」及び「入学案内1. 概要」》

また、入試制度の内容については、学生募集要項に明記し、更にウェブサイト（「入学案内」欄）では、具体的内容に踏み込んだ説明をしている。《別添資料 55 平成 29 年度法科大学院学生募集要項 3 頁》、《別添資料 56 本法科大学院ウェブサイト「入学案内」》加えて、志願者等からの質問に対しては、ウェブサイト（「よくある質問と答え」欄）において迅速かつ詳細な回答を行っている《別添資料 57 本法科大学院ウェブサイト「よくある質問と答え」》ほか、年に二回開催される本法科大学院進学説明会においても、本法科大学院の教育理念、アドミッション・ポリシー、及びこれに沿った入試制度の具体的内容と選抜基準を明確に説明するとともに、質問に対して回答を行っている。

基準6-1-2

法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

（基準6-1-2に係る状況）

入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）は、法科大学院教員会議の下に設置された入試制度検討委員会及び入学者選抜委員会が担当している。

まず、入試制度検討委員会は、上記のアドミッション・ポリシーに基づいて、入試制度の設計とその改善を教員会議に提案することを任務とする。また、入学者選抜委員会は、教員会議が決定した入試制度に則り、教員会議に、入学者選抜の原案を提出することを任務としている。

入試業務に関する最終的な決定は、教員会議がすべて行うこととしている。これらの組織により、入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制を整備している。

なお、小論文試験においては4名の、また法律科目試験においては、各法律科目を担当する複数の教員が、意見交換を行いながら入試問題の作成を行っている。なお、法律科目試験については、全委員が出席する検討会において、法律科目試験ごとに、出題の意図、採点基準、問題文及び難易度の適切性等を検討するなど、万全の態勢で臨んでいる。

基準6-1-3

各法科大学院の入学受入方針に照らして、入学選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

(基準6-1-3に係る状況)

本法科大学院においては、以下に述べるとおり、公平性と開放性が十分に担保されている。

(1) 優遇措置等について

まず、自校出身者、あるいは法学部出身者を優遇する措置は一切取っていない。また、小論文試験や法律科目試験においては、採点に際して、志願者の氏名等を隠す措置を講じている。

更に、全国から広く入学を受け入れるべく、特に道外の受験生の便宜を考慮して、札幌のみならず、東京にも試験会場を設けている。《別添資料 58「資料 出願者数の推移」》

加えて、合格者の内訳から見ても、自校出身者は、これまで4割程度にとどまっている。また、合格者の出身大学についても、広く全国から合格者を出しており、非常にバラエティに富んでいる。《別添資料 59 本法科大学院ウェブサイト「入試結果」(平成25年度～29年度)》また、実際の入学者の面でも、自校出身者は概ね5割以下である。《別添資料 60「学生数の状況」(別紙様式2-1)》

以上は、本学の入学選抜が公正に行われ、公平性、開放性及び多様性を確保していることを裏付けるものである。

(2) 寄付等の募集：該当しない。

(3) 身体障害者に対する特別措置

身体に障害のある方に対しても、等しく受験の機会を確保している(募集要項4頁)。実際、過去の入試(平成24年度入試)においては、適性試験における取扱いを参考に、別室を用意するとともに、試験時間を延長した(東京会場受験生)。特別措置を希望する受験生に対しては、今後も、必要に応じて同様の措置を講じる。

以上のように、【解釈指針6-1-3-1】に合致した取組みを行っている。

基準6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準6-1-4に係る状況)

本法科大学院の入学者選抜にあつては、まず適性試験の成績を主に考慮して第1次選抜を行い、その合格者に対して第2次選抜試験を実施して最終合格者を決定する、という方式を採っている。

まず、第1次選抜では、適性試験の総受験者の下位から15%を目安に最低基準点を設定し、適性試験の得点が最低基準点に満たない受験生を不合格としており、適性試験において著しく低い点数の者を入学させないようにしている。この点は、募集要項において受験生に明確に周知している。《別添資料55 平成29年度法科大学院募集要項3頁》【解釈指針6-1-4-2】

適性試験の成績を「主に」考慮するというのは、ボーダーゾーンにおいては、学部での成績や、語学検定試験、国家資格等といった他の学修の成果をも積極的に考慮するという趣旨である。

次に、2年課程と3年課程の選抜方法は以下のとおりである。

(1) 法学既修者を対象とする2年課程に関しては、第1次選抜を行った上で、合格者に対して法律科目試験を実施し、その成績によって最終合格者を決定している。法律科目試験の試験科目は、憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法・商法・行政法の7科目である。入学者選抜委員会の下に置かれる法律科目試験部会が出題及び採点を担当しており、試験問題は、各法律科目を担当する複数の教員が意見交換を行いながら原案を作成し、全委員が出席する検討会において、法律科目試験ごとに、出題の意図、採点基準、問題文及び難易度の適切性等を検討したうえで決定している。採点は複数の委員が担当し、科目ごとの偏差を調整するなど、客観性・公平性を担保する措置を講じている。

また、公法系（憲法及び行政法）、民事系（民法、商法及び民事訴訟法）、刑事系（刑法及び刑事訴訟法）という各系ごとに（試験は各系ごとに実施される）、最低合格点を定めている。《別添資料55 平成29年度法科大学院学生募集要項3頁》、《別添資料56 本法科大学院ウェブサイト「入学案内」》

(2) 法学未修者を対象とする3年課程でも、第1次選抜を行った上、小論文部会が出題・採点する小論文試験を実施し、適性試験の成績、小論文試験の成績、学修評価を考慮して最終合格者を決定している。具体的には、次の3つの枠を設けて選抜を行う。第1は、適性試験の最上位層を合格とする適性試験枠である（ただし、小論文試験の成績が平均を下回る場合は不合格としている。）。第2は、小論文試験の最上位層を合格とする小論文試験枠である。第3は、適性試験においても小論文試験においても、それぞれ比較的良好な成績（最上位層に次ぐ成績）を修めた者を合格とする総合評価枠である。

なお、3年課程にあつては、第1次選抜においても第2次選抜においても、法律関係の資格試験における成績や本法科大学院の実施する法律科目試験における成績は一切考慮していない。《別添資料55 平成29年度法科大学院学生募集要項3頁》、《別添資料56 本

法科大学院ウェブサイト「入学案内」》【解釈指針6-1-4-3】

(3) 法学既修者を対象とする2年課程の入試科目(憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法・商法・行政法の7科目)は、法学未修者を対象とする3年課程の学生が1年次に受講する科目(基礎プログラム)と内容及び範囲の点で一致している。【解釈指針6-1-4-4】

(4) 法学既修者を対象とする2年課程の入試において学部3年次生の受験を認める所謂「飛び入学のための試験」については、出願資格を設定しており、イ)「入学前の3月末において、大学在学期間が3年に達し、3年次を終了すること」、ロ)「卒業に必要な単位を、2年次終了時まで70単位以上、又は3年次前期終了時まで85単位以上を修得し、かつ、修得したすべての単位の3分の2以上の学業成績が在籍する大学の学業成績で100点満点中80点以上、又は優以上であること」、ハ)「入学前の3月末において、卒業に必要な単位を100単位以上修得し、かつ、全修得単位の3分の2以上の学業成績が在籍する大学の学業成績で100点満点中80点以上、又は優以上であること」のすべてを満たす学生についてのみ、出願を認めている。出願資格の有無は、入学者選抜委員会が厳正に判断した後、教員会議で最終的に決定している。なお、入学者選考試験に合格した場合であっても、後に、上記ハ)に定める単位及び学業成績を修めることができないことが確定した場合には、入学を取り消すことにしている。これらの点は、「法科大学院募集要項」において志願者に明確に周知している。《別添資料53平成29年度法科大学院学生募集要項1頁》このように、飛び入学のための試験にあっては、上記の厳格な出願資格のもと、入学後に十分な学修を期待することができる適性及び能力を持つ者であることを的確に判定する体制を整えている。飛び級入学者は、修了者(平成22年~26年度末修了)9名のうち7名が司法試験に1回で合格し、高い合格率を示している。【解釈指針6-1-4-4】

このように、本法科大学院の入試制度では、適性試験の成績をベースとしつつ、様々な能力や資質を有する学生を受け入れるために工夫をしている(多様性)。それぞれの選抜においては、選抜基準を明示し、合議によって出題・採点を行うなど、志願者の間で不公平が生じないように配慮している(客観性・公平性・開放性)。

また、札幌と東京の二箇所試験会場を設け、北海道外の志願者の便宜を図っている(開放性)。《別添資料58「資料 出願者数の推移」》、《別添資料61「大志ある法曹をめざして2017」》

更に、試験終了後、希望者に対して成績開示を実施している(透明性)。《別添資料62本法科大学院ウェブサイト「平成29年度入試の成績開示」》、「法科大学院入学者選考試験の成績開示についての申し合わせ」》

このように、2年課程においても、3年課程においても、適性試験の成績を第1次選抜の中心的な資料として用いている。また、3年課程においては、第2次選抜においても、適性試験の成績を最終的な合否の判定資料として利用している。【解釈指針6-1-4-1】

基準6-1-5

入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準6-1-5に係る状況)

本法科大学院の入試制度においては、入学者の多様性を確保するよう努めている。

まず、第1次選抜にあつては、適性試験の得点が著しく低く、入学最低基準点に満たない者を排除しつつ、入学最低基準に達している者の中から、学部の成績のみならず、語学検定試験の成績等を斟酌して、合否を決定している。

また、3年課程の入学試験においては、適性試験枠と小論文試験枠においては、平均的に能力があるよりも、むしろ一芸に秀でていることを重視する制度になっており、例えば論理的文章力等に秀でている者にとって合格しやすい仕組みとなっているため、第1次選抜における上記の合否判定基準と相まって、多様な学識と能力の実績等を適切に評価することができる。他方、総合評価枠では、適性試験と小論文試験の双方、更には学修評価に着目する仕組みになっており、それぞれの合格枠の評価の観点を変えることで、一層、多様性を実現する制度になっている。

更に、地元の北海道だけでなく、東京にも試験会場を設けることにより、出身地の多様化にも配慮している。

以上のような入試制度を採用することによって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めており、またその結果として、社会人（本法科大学院においては出願時に1年以上の社会経験を有する者をいう。）及び他学部出身者が占める比率は、2割弱（16%）である。《別添資料60「学生数の状況」（別紙様式2-1）》

この比率は、全国的な動向も相まって、減少傾向にあるが、既に述べたように（基準6-1-3参照）、出身大学は多岐にわたっており、更に合格者の年齢構成も幅広く、多様な人材の獲得に成功している。《別添資料63「資料 合格者の年齢構成」》、【解釈指針6-1-5-1】

6-2 収容定員及び在籍者数等

基準6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

(基準6-2-1に係る状況)

本法科大学院の在籍者数は《別添資料 60「学生数の状況」(別紙様式2-1)》のとおりであり、収容定員を上回る状態にはない。また、合格者の決定に当たっては、前年度、あるいはそれ以前の合格者数と入学手続者数、そして、休学者数を勘案して合格者数を決めており、十分な注意を尽くしている。

なお、原級留置者及び休学者は、《別添資料 64「資料：原級留置者」, 「資料：休学者数」》のとおりである。【解釈指針6-2-1-1】

基準6-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と著しく乖離していないこと。

(基準6-2-2に係る状況)

《別添資料 60「学生数の状況」(別紙様式2-1)》のとおり、年度によって入学者数が定員を上下しているが、上述のとおり、合格者数の決定に当たっては、細心の注意を払っている。なお、平成27年度入試からは、入学定員を80名から50名に減じ、平成27年度は入学定員の100%、平成28年度は80%弱の入学者を確保しており、入学者数が所定の入学定員と著しく乖離している状態にはない。【解釈指針6-2-2-1】、【解釈指針6-2-2-2】

また、入学者数は、毎年30名以上おり、双方向的又は多方向的な授業を効果的かつ継続的に実施しうる入学者数を確保できている。【解釈指針6-2-2-3】

基準6-2-3：重点基準

在籍者数，入学者選抜における競争倍率，専任教員数，修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し，入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

（基準6-2-3に係る状況）

本法科大学院は，平成27年度に入学定員を80名から50名に変更した。そして，現時点では，以下の理由から，これ以上の見直しは必要ないと考えている。

まず，在籍者数は適切な状況にある。《別添資料60「学生数の状況」（別紙様式2-1）》

次に，入学者選抜における競争倍率は，概ね2倍から3倍の状態を維持している。《別添資料60「学生数の状況」（別紙様式2-1）》【解釈指針6-2-3-1】，【解釈指針6-2-3-2】

更に，専任教員は十分に確保されており，分野の面でもバランスの取れた布陣となっている。《別添資料65「科目別専任教員数一覧」（別紙様式4）》

最後に，修了者の進路及び活動状況について，司法試験における合格率は2年課程，3年課程とも全国平均を上回る成果を上げている。

なお，実際に入学試験を実施する入学者選抜委員会のほかに，入試制度を検討する恒常的な委員会（入試制度検討委員会）を設けており，実際の入学者の動向を注視しつつ，入試制度の改革に継続的に取り組んでいることを特記しておく。

2 特長及び課題等

1. 特長

(1) 法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等を適確かつ客観的に評価すべく、多面的な選抜基準を設定するとともに、東京試験場を設けるなど、広く天下に人材を求めている。その成果として、社会人及び非法学部出身者の割合、出身大学、年齢構成などの点において多様な学生が、実際に入学している。

(2) アドミッション・ポリシーや選抜方法について募集要項やウェブサイト上で明快な説明を行うとともに、進学説明会等においても、志願者等からの質問に対して迅速かつ詳細に回答し、周知を図っている。

(3) 責任ある組織体制のもと、厳格かつ公正な入学試験を実施しつつ、入学者の受入れにおいては、所定の入学定員と著しく乖離しないよう、入学定員の見直しを行っている。

2. 課題等

本法科大学院は、これまでも、多様な知識又は経験を有する者を全国から受け入れ、入学者の多様性を確保してきたが、今後もこうした状態を維持し、より一層推し進めるべく、主に社会人や非法学部出身者の多くが受験する3年課程の入学試験につき、現在、選抜基準のあり方を検討しているところである。また、社会人はもとより、学部卒業後の進路を模索中の学生であって、本法科大学院への進学を検討している者に対して、複数の受験機会を与えるべく、入学試験の実施時期及び実施回数の見直しを行い、平成29年度以降、入学試験を前期日程入試（9月上旬に実施）と後期日程入試（11月中旬に実施）の2回に分けて実施する予定である。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

(基準7-1-1に係る状況)

入学前の学習支援については、従来から、入学試験の合格者全員に対して、合格通知送付時に、未修・既修別に、各科目の参考文献を挙げるなどして学習に向けた誘導をし、さらに入学手続きをした学生には入学までに学習しておくべき事項（入学後の授業で用いる課題等）を具体的に指示して、学生が入学当初から効果的な学習が行えるよう配慮している。《別添資料 66「北海道大学法科大学院・合格者の皆さんへ」》、《別添資料 67「平成 29 年度入学者の皆さんへ（お知らせ）」》、【解釈指針7-1-1-1, 7-1-1-2 (1)】

これに加えて、平成 29 年度からは、未修者を対象とした入学前導入教育として、憲法・民法・刑法の導入授業の動画のインターネット配信（パスワード保護あり）を行い、また、受講生の理解度を確認し、入学後の指導の資料とするための確認テストを実施している。《別添資料 68「未修者のための入学前導入教育」のご案内》、【解釈指針7-1-1-1, 7-1-1-2 (2)】

さらに、入学と同時に「入学生ガイダンス」を実施している。その際、法科大学院長・研究科長・札幌弁護士会法科大学院支援委員会委員長及び実務家教員が、学習上の心構えなどとともに、本法科大学院の教育理念や法曹として期待される人間像について、それぞれの立場から説いている。また、入学生ガイダンスでは、本法科大学院に一日も早く馴染んでもらうために、教務上・生活上のガイダンスや各科目担当教員による科目ガイダンスを実施するとともに、教員・事務職員・支援職員及び学生全員の自己紹介を行っている。《別添資料 69「平成 29 年度法科大学院入学者ガイダンス配付資料」》、【解釈指針7-1-1-1, 7-1-1-2 (1)】

また、「クラス担任制」を設け、クラス担任教員（5名）が学生の生活全般にわたる相談を受け付けることとし、加えて、教務委員（実務家教員を含む3名）、学生委員（実務家教員を含む4名）、学生支援委員（1名）などの委員によるきめ細かい学習支援体制を整えている。《別添資料 70「平成 29 年度学生便覧（法科大学院）」6～7頁》、【解釈指針7-1-1-1】

特に、法学未修者については、法律基本科目で法学未修者に履修するよう強く指導している民事法基礎ゼミ、刑事法基礎ゼミにおいては、札幌弁護士会の協力を得つつ実務家教員が中心となって懇親会や夏期特別研修合宿を開催し、学習の方法を懇切に指導しており、効果をあげている（なお、平成 27 年度からは、既修者に対象を拡大した同様の既修者ゼミ

ミも開講しており、多くの学生が履修している。) 。また、法律基本科目(1年目科目)担当教員によるオフィスアワーの際の学習指導が、法学未修者にとり効果的であり、学生もオフィスアワーをよく利用している。さらに、平成29年度からは、さらに憲法・民法・刑法の授業担当教員が、入学直後に入学前導入教育(上述)をふまえた「個別のカウンセリング」を行っているほか、学期を通じて日常的に学生の成績を確認し、個別の学習計画を策定するなどの「チュータリング」を行い、1年次末に指導内容をカルテ化して2年次配当科目教員に引き継ぎを行っている。《別添資料71「未修者のための入学前導入教育概念図」》、【解釈指針7-1-1-2(2)】

オフィスアワーは、教員全員が、少なくとも週に1コマのオフィスアワーを設定し、教員の研究室や各講座の資料室で学生の質問・相談に応じ助言を行っている。また、オフィスアワーの時間帯を学生に周知させるため、毎学期の初めに、全教員のオフィスアワー一覧表を掲示している。《別添資料31平成29年度法科大学院教員オフィスアワー一欄》、【解釈指針7-1-1-3】

その他、教員と学生とのコミュニケーションを一層充実させるための支援策として、全学的な制度として学生相談室があるほか、法学研究科・法学部に独自の制度として、従来からの学生支援相談室(学生委員と教員で構成)があり、広く学生の意見・要望を聞き入れるため、相談受付窓口として、「学生投書箱」及び電子メールによる「学生相談メール」窓口を用意しており、法学研究科・法学部の学生から、様々な意見・要望を受け付けている。学生投書箱については、定期的に投書の有無をチェックし、投書の内容に応じて、関係する部署・担当者と協議の上、問題解決に向けた対応策を講じ、その結果について、投書者のプライバシーに配慮しつつ、投書への「回答」という形で公示している。学生相談メールは随時受け付け、担当の学生委員が、案件を各担当者と協議の上、問題解決・回答に努めている。投書内容は多岐にわたり、施設設備の改善要求、授業の進め方への要望、教員・事務職員への要望事項などが含まれる。法科大学院関係の投書としては、施設・学習環境面への要望が多い。《別添資料72「北海道大学学生相談室規程」》、《別添資料73「学生支援相談室の設置申し合わせ」》、【解釈指針7-1-1-3】

「学習支援の体制」として、まず、上述の民法法基礎ゼミ、刑事法基礎ゼミにおいて多数の法曹関係者が、実務家の観点から学生の学習相談にのっている(したがって、司法試験の受験指導を行っているのではない。) 。【解釈指針7-1-1-5】

また、「法科大学院支援室」、「教材センター」及び「法科大学院支援専門員」等を設けている。「法科大学院支援室」では、2名の法科大学院支援員が、各種の事務連絡や教材作成等を支援している。このほか、法学政治学資料センター(平成28年度に法令・判例新刊雑誌室を改組)の助手(1名)が、法科大学院支援員を兼務して、文献調査・判例調査などで法科大学院生の学習を支援している。

また、本法科大学院は、教員が授業を進める際の学習・教育支援システムとして、「学習支援情報共有システム(法シェア)」(平成24年3月末まで)や「TKC教育支援システム」(同年4月から)を導入している。LANネットワークを利用したの課題や授業での発表レジュメ、学習上必要と思われる文書ファイル、関連リンク等の掲示や、学生が提出したレポートへの講評を付しての回答に利用するなど、教員と学生の創意と工夫によって、多様な使用方法を試みている。これらのシステムの管理運営については、情報教育に詳し

い教員が責任者となるとともに、法科大学院支援室が、日常の運用を支援している。

「教材センター」では、人員が1名常駐（交替制勤務）し、教員及び法科大学院支援室員からの教材原稿の受付、教材印刷、学生への配付業務を担当している。

「法科大学院支援専門員」として事務職員1名が、院長、諸委員会の業務を補助するほか、学習支援のうち、法科大学院全体に関わるものを担当している。

このほか、法科大学院学生自習室でのネットワークトラブルや設備上の問題を解決するため、専門知識を持つ職員が、情報システム運用室に配置されている。【解釈指針7-1-1-4】

7-2 生活支援等

基準7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

(基準7-2-1に係る状況)

法科大学院学生に対する経済的支援の制度として、学生に、日本学生支援機構奨学金の活用を促している。本制度は、入学試験及び入学後の学業成績優秀者に対して、その人数枠の範囲内で、奨学金を貸与・支給することとしている。《別添資料 74「平成 29 年度学生便覧（法科大学院）」9～10 頁》

また、本学全体の制度として従来から授業料免除・徴収猶予、入学料免除・徴収猶予等の制度があるが、法科大学院をはじめとする専門職大学院の開設に伴い、従来の制度を拡充させ、入試成績の上位者について、入学料と初年度の授業料を免除する制度（成績優秀者特別免除制度）を設け、パンフレットや入試説明会等でも情報提供を行っている。《別添資料 75「北海道大学授業料等免除内規」》、《別添資料 76「法科大学院における成績優秀者に対する入学料及び授業料免除の基準」》

更に、他の団体等が給付又は貸与する奨学金の募集要項を掲示し、情報提供を行っている。

以上の業務を担当するものとして、学生支援委員を設置している。【解釈指針7-2-1-1】

学生の修学や学生生活に関する諸問題については、基準7-1-1について上述したとおり、本法科大学院では、クラス担任、学生委員などが、オフィスアワーなどを利用して個別の相談に応じ、適切な助言ができるよう努めている。

また、各種ハラスメントやメンタルヘルス上の問題については、次のような取り組みを行っている。各種ハラスメントに対しては、全学的な制度として「ハラスメント相談室」がハラスメント等に関する専門的な知見を有する専門相談員に相談できる体制を整え、「ハラスメント対策室」が問題解決機能を担っているほか、各部局内に教員であるハラスメント予防推進員を配置してハラスメントの予防につとめている。《別添資料 77「国立大学法人北海道大学ハラスメント防止規程」》、《別添資料 78「北海道大学におけるハラスメントの防止に関するガイドライン」》、《別添資料 79 北大ウェブサイト「ハラスメント相談室」》、《別添資料 80「北海道大学におけるハラスメント相談対応の流れ」》

メンタルヘルスに対しては、全学的な制度として「学生相談室」に専門のカウンセラー、「保健センター」に専門の医師や臨床心理士を配置して、それぞれ週5日の相談体制を組んでいるほか、部局の制度として平成 29 年度から「文学部・法学部学生相談室」を設け、メンタルヘルスの専門家が週2日体制で学生の相談にあたっている。また、法科大学院新生については、入学者ガイダンスの際に、カウンセリング相談についての案内パンフレット「心の健康を保つために」を配布している。《別添資料 81 本学ウェブサイト「学生相談室」》、《別添資料 82 本学ウェブサイト「保健センター利用案内（精神衛生相談）」》、《別添資料 83「心の健康を保つために」（北海道大学保健センター精神衛生相

談室) 》, 《別添資料 84 「平成 29 年度学生便覧 (法科大学院)」 13~14 頁》, 【解釈指針 7-2-1-2】

7-3 障害のある学生に対する支援

基準7-3-1

身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

- (1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。
- (2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

(基準7-3-1に係る状況)

本法科大学院は、身体に障害のある者に対して学習機会を提供できるよう、修学上の支援体制の整備に取り組んでいる。

施設・設備面では、スロープ、階段手すり、エレベーター、身障者トイレなどの施設及び設備の整備充実がほぼ完了している。《別添資料 85「バリアフリー化状況調べ（各研究科）」（平成26年6月）》

修学支援についても、本法科大学院として身体に障害のある学生が入学した際には、必要な修学上の支援、実習上の特別措置を講じている。また、全学的な制度として平成25年度に設置された「特別修学支援室」が、障害のある学生が修学上抱える困難に対して、個別に相談に応じ、座席指定、支援機器の貸出、ノートテイクをはじめとする支援をコーディネートしている。現在、本法科大学院には、身体に障害があるために特別の支援を必要とする学生は在学していないが、過去には障害により筆記に時間を要する学生がいたため、定期試験の時間を延長する等の措置を講じており、今後も同様の対応をすることとしている。このことは、平成28年に制定された全学の方針にも合致するものである。《別添資料 86「国立大学法人北海道大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」》、《別添資料 87「国立大学法人北海道大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領に基づく留意事項」》、《別添資料 88 本学ウェブサイト「特別修学支援室」》

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準7-4-1に係る状況）

職業支援については、全学的組織として「キャリアセンター」が設けられている。キャリアセンターは、民間企業の就職情報や各種国家試験の受験情報を提供し、企業説明会を開催するとともに、個別の就職相談への対応や、授業の一環でもあるインターンシップの運営等により、学生の就職活動をバックアップしている。《別添資料 89「北海道大学職業紹介業務規程」》、《別添資料 90 本学ウェブサイト「北海道大学キャリアセンター（サービス内容・ご利用案内）」》

また、本法科大学院では、平成 20 年度からキャリアサポート委員を設置し、司法試験合格を果たした修了生の就職活動を支援するのはもちろんのこと、法曹からの進路変更をはかる修了生に対しても民間企業等への就職を支援するため、毎年 1 回程度説明会・懇親会等を企画し、修了生への支援を行っている。修了時には、修了者全員にジュリナビ（法科大学院協会と連携した、法科大学院修了生等を対象とする就職・キャリアプランニング支援のためのサイト）の ID と PW を発行し、ジュリナビへの登録を促してきた。《別添資料 91「法科大学院修了生向けの主な就職活動支援就職説明会等一覧」》

更に、本法科大学院は、在学生の進路指導の一環として、毎年、裁判官、弁護士等を招き、学生向け業務説明会・講演会を企画実施している（平成 24 年度に 2 回、平成 25 年度 2 回、平成 26 年度 2 回、平成 27 年度 2 回、平成 28 年度 4 回）。《別添資料 92「在学生向けの主な就職活動支援内容一覧」》

個別の実務家教員や民事法基礎ゼミ、刑事法基礎ゼミを担当する非常勤の法曹による、日常的で懇切かつ熱心な学習指導も功を奏している。学生にとっては、実務家教員との型にはまらない和やかな会話を通して、司法試験の先にある、自ら希望する法曹の具体的な業務内容やそれを取りまく人間関係等に関する長期的視野にたった有益な情報を得る機会となっている。

2 特長及び課題等

(1) 特長

学習支援に関しては、オフィスアワーやクラス担任制さらには学生投書箱などが有効に機能しており、学生の学習指導や意見・要望の組み入れには、きめ細かく対応している。実務家によるきめ細かい親身な指導も、学生の〔モチベーション〕〔初志〕を維持するのに貢献している。また、毎年新学期の早い時期に、新入生歓迎の意味を込めて、新入生、在校生、修了生、教員が集う懇親会を開催するとともに、各学年や科目別の懇親会や情報交換の機会を設定するなどの配慮をしている。

生活支援に関しては、日本学生支援機構奨学金、本学全体の授業料・入学金の免除・徴収猶予制度について情報を提供するほか、入試成績上位者に対する入学料・初年度授業料免除制度を設けて、学生の経済的支援を図っている。

就職支援に関しては、学生の相談窓口として、全学的組織とは別にキャリアサポート委員を置き、学生・修了生に対する指導、助言を行うほか、学生・修了生向けの講演会の開催や実務家教員による個別の指導は、学生が主体的に進路を選択するに当たって有益な情報を提供している。

(2) 課題等

就職支援に関して、修了生、特に司法試験に合格できていない修了生に対する就職支援が課題である。そのためにはまず、司法試験に合格できていない者の状況把握をする必要がある。そのため、修了生に対するアンケートも行っているが、回収率は高くない。修了生からの連絡をしやすいように、在学中から、修了後のサポート体制についての周知を強めることが課題である。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格及び評価

基準8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

本法科大学院では、全国的に法科大学院志願者が激減している状況に対応するため、平成27年度入試より、1学年の学生定員をそれまでの80名から50名へ変更した。法科大学院設置基準に照らすと、本来であれば、定員50名の場合、最低限12名の専属専任教員が必要だが、本法科大学院では、平成29年5月時点で15名（みなし専任教員は2名）の専属専任教員を擁している。また、専属専任教員のほか、専属以外の専任教員7名、54名の兼担及び兼任教員が本法科大学院の教育を担当している。《別添資料93「教員一覧」（別紙様式3）》、《別添資料94「科目別専任教員数一覧」（別紙様式4）》

これらにより、本法科大学院では、設置基準に照らして、教育上必要な教員を配置しているといえる。

基準 8-1-2 : 重点基準

基準 8-1-1 に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8-1-2 に係る状況)

本法科大学院に属する 22 名の専任教員のうち、研究者教員は 16 名であり、その全員が各専攻分野について教育上及び研究上の優れた業績を有している。また、実務家教員は 6 名（その内 2 名はみなし専任）であり、その全員が法曹（裁判官、検察官又は弁護士）として 10 年以上のキャリアを有し、高度の専門的能力と技術、そして優れた知識と経験を有している。各教員の教育上又は研究上の業績等については、『北海道大学大学院法学研究科・法学部自己点検・評価報告書』及び『評価資料集』（平成 26 年 11 月）として公表している。《別添資料 95 「北海道大学大学院法学研究科・法学部自己点検・評価報告書」》、《別添資料 96 同「評価資料集」》

また、本学では、研究者総覧 (<https://researchers.general.hokudai.ac.jp/search/index.html>) に、教員の教育、研究、大学運営、社会貢献活動を登録し、本学ウェブサイトにおいて公表している (<http://www.hokudai.ac.jp/>)。さらに、本法科大学院の教員に携わる教育については、ウェブサイトの「教員・メンバー一覧」欄に経歴及び研究分野等を掲載している。

なお、22 名の専任教員のうち、7 名については、専属以外の専任教員として法学政治学専攻修士課程学生の指導教員となっているが、専属専任教員については修士課程学生の指導教員とはなっていない。【解釈指針 8-1-2-1】

基準 8-1-3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準 8-1-3に係る状況)

本法科大学院では、法科大学院における教育研究の質を確保するため、「法科大学院教員選考に関する申し合わせ」を設け、これに則した選考を行っており、これにより教員の教育上の指導能力等を適切に評価している。《資料「法科大学院教員候補者選考に関する申し合わせ」》

また、採用及び昇任の手続の詳細は、以下のとおりである。

研究者教員については、研究科長のもとで開催される大学院法学研究科人事計画委員会において、予備選考責任者が指名される。次に予備選考責任者が教員候補者を選定し、大学院法学研究科教授会で報告の後、同教授会において投票により審査委員を決定する（審査委員は5名。ただし、研究科長はあて職なので、実際には4名を選ぶことになる）。5名の審査委員が委員会を開催し、審査の結果を同研究科教授会で報告し、その後、投票により採用の可否を決する（可とされるためには、出席者の3分の2以上の賛成を要する）。

実務家教員（みなし専任を含む）については、予備選考責任者は研究科長が、選考委員会は法科大学院人事委員会が行う。審査の結果は大学院法学研究科教授会に報告され、同教授会で採用の可否を決する。

専任教員の昇任の手続は、専任教員の採用の手続（上述の手続）と全く同一である。

兼任教員（大学院法学研究科に所属しているが、専任教員となっていない者）が開講する科目については、他の教員が開講する科目と同様、法科大学院教員会議の「議題」とされている。

特に実務家教員に関しては、裁判官については最高裁の、検察官については検察庁の、弁護士については札幌弁護士会の、それぞれ推薦に基づき、人事を進めている。このうち弁護士については、人事採用の1年前に、当該科目のそれまでの授業アンケート・学生の成績・その他を踏まえて、実務家教員の資質・経験年数・得意分野などに関する法科大学院側の基本的な考え方や要望を文書で札幌弁護士会法科大学院支援委員会に伝え、同支援委員会はそれを踏まえて人選を行っている。

上記の選考方法は、本法科大学院発足当初から踏襲されているものである。

資料「法科大学院教員候補者選考に関する申し合わせ」

[平成16年2月19日研究科教授決定]

(趣旨)

- 1 法科大学院における教育研究の質を確保するために、法科大学院への所属を予定した教員候補者（以下「法科大学院教員候補者」という。）の選考は、この申し合わせによるものとする。

(人事計画の策定)

- 2 法科大学院教員候補者の選考は、法科大学院人事委員会が作成し、法科大学院教員会

議で承認された総合的な人事計画に基づいて行う。

(予備選考責任者)

- 3 法科大学院教員候補者の採用人事を始めるに当たって、研究科長は、法科大学院人事委員会の了承を得て候補者の予備選考に当たる者（以下「予備選考責任者」という。）を指名し、法科大学院教員会議に報告する。

(予備選考委員会)

- 4 当該教育科目担当者又は当該講座から申し出がある場合には、研究科長は、予備選考責任者に代えて予備選考委員会を設置し、その旨を法科大学院教員会議に報告する。
予備選考委員は若干名とし、法科大学院人事委員会の了承を得て研究科長が指名する。

(候補者に関する情報提供)

- 5 法科大学院教員会議構成員は、予備選考責任者又は予備選考委員会に対し、候補者に関する情報を提供することができる。

(候補者の推薦)

- 6 予備選考責任者又は予備選考委員会は、候補者に関する情報を収集・整理し、予備選考を行って、単数又は複数の候補者を研究科長に推薦する。

(選考委員会の設置)

- 7 研究科長は、この結果を研究科教授会に報告し、大学院法学研究科・法学部内規第15条の規定に基づく選考委員会の設置を求める。

(実務家教員)

- 8 法科大学院における実務家教員（専任・みなし専任）の選考手続は、別に定めるところによる。

(出典：大学院法学研究科・法学部内規集)

8-2 専任教員の配置及び構成

基準8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の法科大学院でのみ専任とされている専任教員（以下「専属専任教員」という。）を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専属専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

既に述べたとおり、平成27年度以降、本法科大学院の1学年の学生定員は50名であるため、基準8-2-1に基づき必要とされる専属専任教員数は12名であるが、それを超える15名（うち、みなし専任教員は2名）の専属専任教員を配置している。《別添資料93「教員一覧」（別紙様式3）》、《別添資料94「科目別専任教員数一覧」（別紙様式4）》【解釈指針8-2-1-1】

専属専任研究者教員9名のうち、7名は教授であり、半数以上を教授が占めている。《別添資料93「教員一覧」（別紙様式3）》、《別添資料94「科目別専任教員数一覧」（別紙様式4）》【解釈指針8-2-1-2】

本法科大学院は、法律基本科目（基礎プログラム及び深化プログラム）を法曹としてのコモンベーシックを養成する科目として重視しており、その結果、8名の研究者教員を、法律基本科目を適切に指導できる専属専任教員として配置している。平成29年度についてこれを見ると、専属専任教員のうち法律基本科目を担当する研究者教員（専門分野）の内訳は、憲法1名、行政法1名、民法2名、商法1名、民事訴訟法1名、刑法1名、刑事訴訟法1名である。《別添資料93「教員一覧」（別紙様式3）》、《別添資料94「科目別専任教員数一覧」（別紙様式4）》

法律基本科目のほか、法律実務基礎科目や展開・先端科目にも、適宜、専属専任教員を配している。法律実務基礎科目（法実務基礎プログラム）については、理論と実務の架橋を図るための科目として重視しており、その結果、専属専任の実務家教員6名（その内2名はみなし専任教員）配置している。平成29年度におけるその内訳は、以下のとおりである。

- ①民事実務演習A・B、刑事実務演習A・B、司法制度論：
実務家専任教員2名、実務家みなし専任教員2名
- ②ローヤリング＝クリニックA・B：実務家専任教員1名
- ③法曹倫理I・II：実務家専任教員1名

展開・先端科目（先端・発展プログラム）については、労働法に1名の専属専任教員を配

置している。

以上により、基準8-2-1に定める専属専任教員の必要人数は12名であるところ、本法科大学院においては、法律基本科目だけでなく、理論と実務の架橋、展開・先端科目をも重視して、法科大学院の教育目的及び理念を実現するために、実際には15名の専属専任教員を適切に配置しているといえる。《別添資料93「教員一覧」(別紙様式3)》、《別添資料94「科目別専任教員数一覧」(別紙様式4)》【解釈指針8-2-1-3】

基準 8-2-2 : 重点基準

法律基本科目（憲法，行政法，民法，商法，民事訴訟法，刑法，刑事訴訟法）については，いずれも当該科目を適切に指導できる専属専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

（基準 8-2-2 に係る状況）

平成 29 年度において，専属専任教員のうち，法律基本科目を担当する研究者教員は，憲法 1 名，行政法 1 名，民法 2 名，商法 1 名，民事訴訟法 1 名，刑法 1 名，刑事訴訟法 1 名である。《別添資料 93「教員一覧」（別紙様式 3）》，《別添資料 94「科目別専任教員数一覧」（別紙様式 4）》これらの教員は全員，当該基本科目等を適切に指導できる専属専任教員に該当する。

なお，本法科大学院は，入学定員が 50 名であるため，【解釈指針 8-2-2-1】には該当しない。

基準 8-2-3

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、当該法科大学院が教育上主要と認める授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

(基準 8-2-3に係る状況)

基準 8-2-2において述べたとおり、本校では法律基本科目について適切な指導をすることができる専任教員を置いている。更に展開・先端科目についても、6名の専任教員を配置している。したがって、法律基本科目以外の諸科目についても、専任教員をバランス良く配置している。また、以下に述べるように、教育上主要な授業科目のほとんどは専任教員が担当しており、その中でも選択必修科目に当たる科目 32 科目中の 26 科目（8割強）は専任教員が担当している。

本法科大学院において、教育上主要と認められる授業科目には、次の3つのカテゴリーがある。

第1は、法律基本科目（基礎プログラム及び深化プログラム）であり、法曹としてのコモンベーシックを養成するための授業科目である。基礎プログラムは 18 科目（刑事法基礎ゼミを除く。）、深化プログラムは 14 科目（臨時開講科目「債権法改正」を含む。）を展開している（合計 32 科目）。このうち科目数で 25 科目を、専任教員が責任をもって担当する体制をとっている（専任教員が担当する科目数割合は 78.1%）。

第2は、理論と実務の架橋をなす科目、すなわち、法律実務基礎科目（＝法実務基礎プログラム）であり、これもコモンベーシックの養成を目指すものであると同時に、特に法曹倫理、民事実務演習、刑事実務演習についてはその重要性に鑑み、（選択）必修としている。より具体的には、民事実務演習 A は必修、民事実務演習 B 及び刑事実務演習 A・B・C の4科目から2科目の選択必修、法曹倫理は I・II からの選択必修となっている。平成 29 年度は、法曹倫理 II、刑事実務演習 C、法情報学、公法実務演習以外の、すべての科目を専任教員が担当している。なお、平成 29 年度より、それまで臨時開講科目であった「公法実務演習」が正規科目として法律実務基礎プログラムに組み入れられ、同科目とローヤリング＝クリニック A 及びローヤリングクリニック B の3科目（計6単位）から、2科目を選択必修の扱いとすることとなった。

第3は、展開・先端科目（先端・発展プログラム）の中でも、とりわけ知的財産法及びこれと隣接する経済法にも力を入れ、知的財産法・経済法関係では 11 科目を設けた。ただし、うち2科目（現代知的財産法 C 及び同 D）については隔年開講であるため、平成 29 年度に開講されるのは9科目であるが、いずれも専任教員が担当している。

以上により、本法科大学院における専任教員の科目配置等は適正なバランスがとれたものであり、また、本法科大学院が教育上主要なものとして位置づけている授業科目の大半は、専任教員が担当している。《別添資料 5 「開講授業科目一覧表」（別紙様式 1）》、《別添資料 93 「教員一覧」（別紙様式 3）》また、展開・先端科目については、知的財産法を特に重視した専任教員の配置を行っていることは上述のとおりであり、この点で、本法科

大学院の教育の理念及び目的に応じた専任教員の配置を行っている。【解釈指針8-2-3-1】

他方、15科目の基礎法学・隣接科目（学際プログラム）については、本法科大学院の母体をなす本研究科が本法科大学院のほかに法学政治学専攻を抱え、また公共政策大学院の主体ともなっている関係上、専任教員を配するには至っていない。しかし、この科目群においても4単位以上の選択必修科目としている。

更に専任教員の年齢構成については、30代4名、40代7名、50代9名、60代2名というように、40代、50代を中心としており、バランスの取れた陣容となっている。《別添資料93「教員一覧」（別紙様式3）》、《別添資料94「科目別専任教員数一覧」（別紙様式4）》【解釈指針8-2-3-1】

基準8-2-4：重点基準

基準8-2-1に定める専属専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準8-2-4に係る状況)

1学年50名を入学定員とする本法科大学院においては、必要とされる専属専任教員数は12名であるから、その2割、すなわち、3名以上の実務家教員を要することとなる。そして、本法科大学院には6名(専任4名、みなし専任2名)の実務家教員が所属しているので、この基準を満たしており、そのいずれの実務家教員も、法曹資格取得後10年以上の実務経験を有している。《別添資料93「教員一覧」(別紙様式3)》、《別添資料94「科目別専任教員数一覧」(別紙様式4)》

実務家教員のうち、裁判官は民事実務演習Aを、検察官は刑事実務演習Aを担当している。またそれ以外の4名の弁護士教員も実務経験と関連のある科目を担当している。《別添資料5「開設授業科目一覧表」(別紙様式1)》、《別添資料13「平成29年度講義要領(法科大学院)」7～148頁》【解釈指針8-2-4-1】

みなし専任教員2名(実務家)は、法科大学院教員会議内規により、法科大学院教員会議の正規のメンバーとなり、本法科大学院の組織の運営に参画している。《資料「北海道大学大学院法学研究科法科大学院教員会議内規」第2条、第3条》

また、みなし専任教員については、6単位以上の授業科目を担当している。《別添資料93「教員一覧」(別紙様式3)》、《別添資料5「開設授業科目一覧表」(別紙様式1)》【解釈指針8-2-4-2】

資料「北海道大学大学院法学研究科法科大学院教員会議内規」(抄)

[平成16年2月19日制定]

(構成)

第2条 法科大学院教員会議は、法律実務専攻の専任教員及びみなし専任教員(以下「構成員」という。)をもって構成する。

(審議事項)

第3条 法科大学院教員会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 組織運営に関すること。
- (2) 規程等の制定及び改廃に関すること。
- (3) 教育課程の編成に関すること。
- (4) 学生の入学及び修了に関すること。
- (5) 学生の身分に関すること。
- (6) 予算及び決算に関すること。
- (7) その他法科大学院(法律実務専攻)の教育に関する重要事項

(出典：大学院法学研究科・法学部内規集)

基準 8-2-5

基準 8-2-4 に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専属専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準 8-2-5 に係る状況)

前述のとおり、専属専任の実務家教員 6 名のいずれもが、法曹資格取得後 10 年以上にわたり法曹としての実務に携わっており、法曹としての極めて高度の実務経験を有している。
《別添資料 93 「教員一覧」 (別紙様式 3) 》

8-3 教員の教育研究環境

基準8-3-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

(基準8-3-1に係る状況)

各専任教員の授業負担は、学部等における負担も含め、いずれも年間20単位以下にとどめられており、12単位から16単位であることが多い。ただし、法科大学院教育の負担は、従前の研究科・学部教育に比べて一層重くなっている。特に深化プログラムの授業科目については、その実質上の教育負担が重いことに配慮し、2単位科目について、教員の授業負担数を計算上は3単位科目として扱うとする研究科・学部内措置を採っている。《別添資料5「開設授業科目一覧表」(別紙資料1)》、《別添資料93「教員一覧」(別紙資料3)》【解釈指針8-3-1-1】

基準 8-3-2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準 8-3-2 に係る状況)

専任教員を含む教員の研究専念期間については、北海道大学のサバティカル研修制度と法学研究科独自の研究期間制度という2つの制度が設けられている。

全学レベルでは、「国立大学法人北海道大学教員のサバティカル研修に関する規程」(平成18年4月1日、海大達第51号)に基づき、本学で勤務開始した日から起算して7年間継続勤務した教員には、申請により、原則として3月以上1年以内の研修期間を認める制度が設けている。《資料「国立大学法人北海道大学教員のサバティカル研修に関する規程」参照》

また、研究科として、「『研究期間制度』に関する申し合わせ事項」という定めを設けている。ただし、ここでいう研究期間制度においては、年間4単位程度の授業負担を負うものとなっている。《資料「『研究期間制度』に関する申し合わせ事項」参照》

なお、本法科大学院開設以前は、概ね5年ないし6年に1回程度、この研究期間を取得できたが、法科大学院における授業負担、更に研究プロジェクト遂行との関係から、担当科目によっては、このような頻度での研究期間取得が難しくなっているのが実情である。

資料「国立大学法人北海道大学教員のサバティカル研修に関する規程」(抄)

(平成18年4月1日、海大達第51号)

(研修の要件)

第3条 サバティカル研修に従事することができる者は、本学の教員として勤務を開始した日から起算して7年間継続勤務した者とする。ただし、次回以後にあつては、直前のサバティカル研修が終了した日の翌日から起算して7年間継続勤務した者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間を有する教員にあつては、最後に当該期間の終了した日の翌日から起算して7年間継続勤務した者とする。

(1) 6月以上の出張又は研修の期間

(2) 国立大学法人北海道大学職員就業規則(平成16年海大達第85号)第15条第1項第4号に規定する休職の期間

3 前2項の規定にかかわらず、定年による退職の日以前5年間は、原則としてサバティカル研修に従事することができない。

(研修期間)

第4条 サバティカル研修に従事することができる期間は、原則として3月以上1年以内の連続する期間とする。

(職務の免除)

第5条 サバティカル研修の期間中は、サバティカル研修に従事する教員が所属する教育研究組織等の定めるところにより、当該教育研究組織等の教育、管理及び運営に関する職務を免除することができる。

(教育研究組織等の長の責務)

第6条 教育研究組織等の長は、サバティカル研修を実施するに当たっては、当該教育研究組織等の教育、管理及び運営に支障が生じないように必要な措置を講ずるとともに、計画的な実施に努めなければならない。

(出典：国立大学法人北海道大学規則集)

資料「『研究期間制度』に関する申し合わせ事項」

[平成15年11月13日 研究科教授会決定]

1 基本的事項

- (1) 本研究科の専任教員(原則として任期付きの教員を除く)の教育・研究能力を高めることを目的として研究期間制度を設ける。
- (2) 法科大学院(法学研究科法律実務専攻)の専任教員は、法科大学院に所属したままで研究期間を取るものとする。
- (3) 法学研究科法学政治学専攻の専任教員は、本研究科附属高等法政教育研究センターに所属して取ることもできる。
- (4) 研究期間は、原則として1年以内とする。
- (5) 各年度の研究期間取得候補者は、各大講座における従来の研究部運用の経緯と教育責任とを考慮して、大講座から研究科教授会に提案する。
- (6) 各年度において研究期間を取る専任教員の数は、原則として12名を超えることができない。

2 細目的事項

- (1) 研究期間中においても、一定の講義負担(4単位以内)を負うものとする。
- (2) 研究期間中は、原則として本研究科及び大学内の各種委員等の負担は免除する。
- (3) 研究期間中の学外における負担は、研究期間制度の趣旨にそったものでなければならない。
- (4) 研究期間を取った専任教員は、研究期間終了後研究報告書を教授会に提出する。

(出典：大学院法学研究科・法学部内規集)

基準 8-3-3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

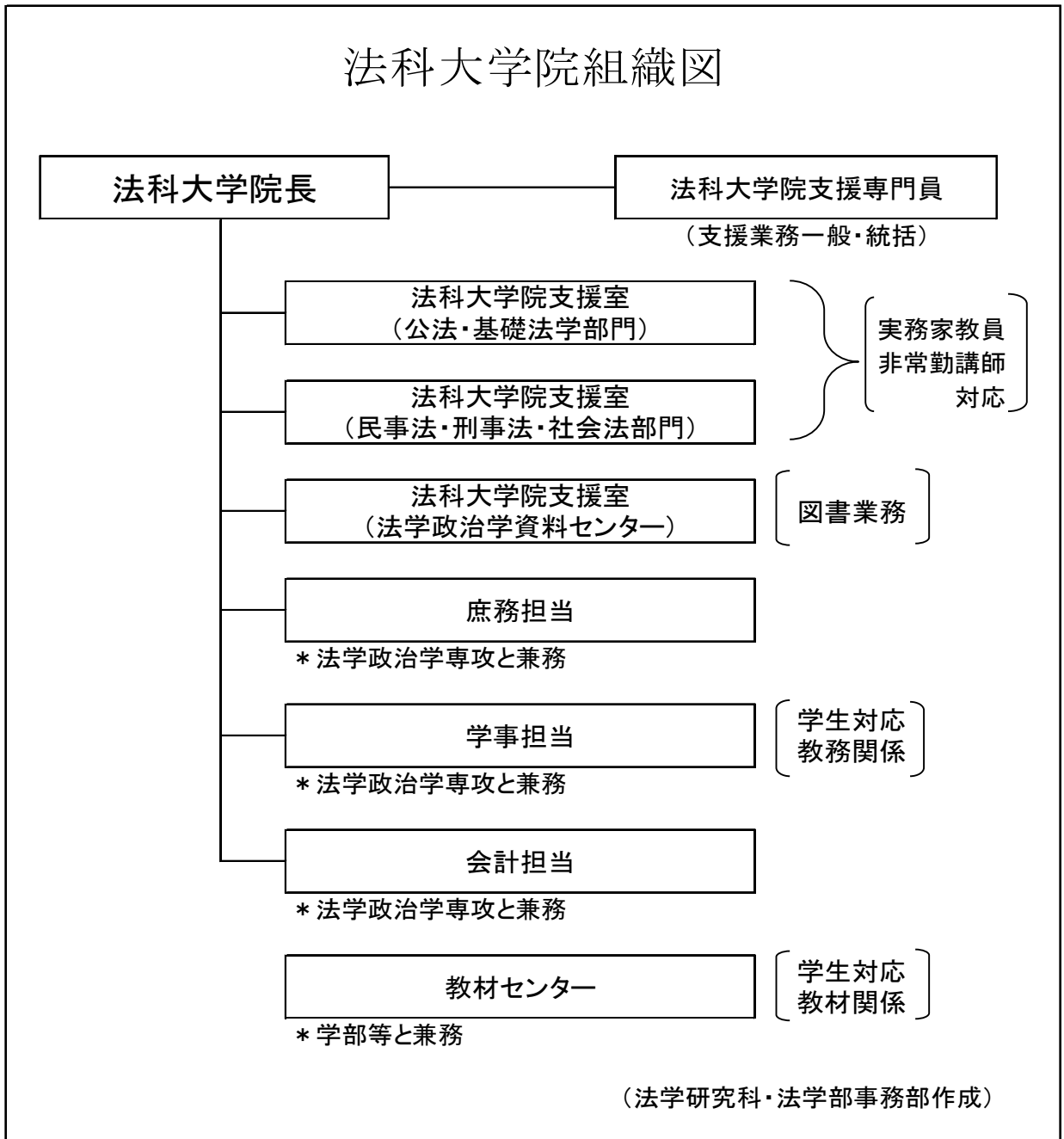
(基準 8-3-3に係る状況)

大学院生（法学政治学専攻を含む）の教務については、学部学生の教務とは別に、学事担当という専門部署（事務職員 3 名，非常勤職員 1 名の合計 4 名）が設けている。

本法科大学院の支援業務一般等は、法科大学院支援専門員（1 名）が担当する。このほか、特に実務家教員や非常勤講師に対する十分な対応をするため、平成 28 年 4 月、従来の支援室を組織改編する形で、公法・基礎法学部門，民事法・刑事法・社会法部門の法科大学院支援室を設け、各室に 1 名の非常勤職員を配置した。このほか、法令・判例新刊雑誌が配架された「法学政治学資料センター」にも専門的な職員（2 名）が置かれており（内 1 名が法科大学院支援員を兼ねる。），法科大学院の支援を含む様々なサービスを提供している。また、教材等を作成・配付するため、教材センターを設け、常時 1 名の職員を配置している。

法科大学院教員会議開催の準備等は、事務部の担当係長（1 名）が担当している。

なお、以上の職員組織を図示するなら、以下のようなになる。また事務職員以外の、例えば教員（助教等）やリサーチ・アシスタント等による補助は実施していないが、授業の実施に当たり、特に支障は生じていない。



- (1) 法科大学院支援専門員：院長室に常駐（1名），支援業務一般を統括，非常勤。
- (2) 法科大学院支援室：公法・基礎法学部門，民事法・刑事法・社会法部門に常駐（各部門に1名，計2名），実務家教員及び非常勤講師に対応，2名とも非常勤。
- (3) 法科大学院支援室：法学政治学資料センターに常駐（1名），図書関係，常勤。
- (4) 庶務担当：事務室に常駐（6名），庶務関係，常勤5名・非常勤1名。
- (5) 学事担当：事務室に常駐（4名），教務関係・学生対応，常勤3名・非常勤1名。
- (6) 会計担当：事務室に常駐（4名），会計関係，常勤3名・非常勤1名。
- (7) 教材センター：教材センターに常駐（5名だが，交替制であり，常駐しているのは1名），教材の作成・配付，5名とも非常勤。

2 特長及び課題等

(1) 特長

第1に、本法科大学院の法律基本科目については、専属専任教員の配置につき、科目ごとのバランスも含め、充実した教員陣を擁している。実務家の専属専任教員が担当する授業科目についても同様である。

第2に、本法科大学院では、「理論と実務の架橋」という理念を強く意識した教育体制を採っている。法律基本科目群の教育に対しては、優れた研究・教育能力を有した研究者教員と経験豊富な実務家教員を専属専任教員として配置しており、数的にも設置基準を上回る状況にある。

また、展開・先端科目についても、知的財産法をはじめとして、特色ある専門職教育を実施しており、法科大学院の教育理念と教育目標に応じて専任教員を配置している。

(2) 課題等

本法科大学院が抱える課題として以下のものが挙げられる。

第1に、研究時間等の確保の問題がある。法科大学院における負担は、教育に関わるものだけでなく、入試業務、管理運營業務など多岐にわたる。本法科大学院は、法学部・法学研究科から独立した専門職大学院ではなく、研究大学院及び学部を統括した法学研究科の一専攻である。そのため、法科大学院の専任教員は各自、法学部、研究大学院の授業も担当しており、それに関する負担も看過できない。加えて、平成16年の国立大学法人化後、運営費交付金が毎年度削減されており、これに伴う個人研究経費困窮化の問題もある（平成26年度は12万円、平成27年度は6万円に減額）。法科大学院における教育水準を維持向上させるための研究経費及び研究時間を確保することが重要な課題として挙げられる。

第2に、法科大学院教育自体は教員が行うが、授業等のサポート体制・支援（教材作成、教育に関連する資料収集、教育ツールの維持・管理、入試業務、ファカルティ・ディベロップメント関連業務、教務事項の整理・分析等の業務）について十分な体制を構築する必要がある。上述した「教育研究支援センター」は、法科大学院の運営支援のみを行うものではなく、十分なものとはいえない。法科大学院生に対する、より丁寧できめ細かな指導を実施するための方策が課題といえる。

第3に、最も深刻な課題として、本学全体における教員人件費ポイントの削減問題がある。運営費交付金の削減と年金一元化（国家公務員共済年金の厚生年金への一本化）による財政悪化を理由に、全学的措置として教員人件費ポイントが削減されることとなった。これにより、本法科大学院（法学研究科）においても、当面、教授・准教授の新規教員の採用人事が凍結され、教員補充に深刻な影響を与えている。

志願者数の激減、公的支援見直しに伴う補助金の削減と加算取組の立案・遂行など、法科大学院を取り巻く社会的状況は極めて厳しい。今後、本法科大学院が、専門職大学院として、卓越した教育実績を挙げているためには、大学本部と一体となって、人的側面、物的側面の双方から本法科大学院の教員組織を強化する必要がある。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

（基準9-1-1に係る状況）

（1）本法科大学院には、法科大学院の教育課程・教育方法・成績評価・修了認定・入学者選抜方法・教員人事その他の重要事項を審議する会議として、「法科大学院教員会議」を設置している。本法科大学院には、専任の長である法科大学院長が置かれている。《別添資料 93「教員一覧」（別紙様式3）》、《資料「北海道大学大学院法学研究科・法学部内規」第18条、第19条》、《資料「北海道大学大学院法学研究科法科大学院教員会議内規」第2条、第3条》、【解釈指針9-1-1-1】、【解釈指針9-1-1-3】

資料「北海道大学大学院法学研究科・法学部内規」（抄）

第18条 法科大学院に法科大学院教員会議を置く。

2 法科大学院教員会議の組織及び運営については、研究科教授会の議を経て、研究科長が別に定める。

第19条 法科大学院長候補者の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

（1）法科大学院長の任期が満了するとき。

（2）法科大学院長の辞任の申出を法科大学院教員会議が相当と認めたとき。

（3）法科大学院長が欠けたとき。

2 法科大学院長候補者は、法科大学院教員会議の議を経て、研究科長が指名する。

（出典：大学院法学研究科・法学部内規集）

資料「北海道大学大学院法学研究科法科大学院教員会議内規」（抄）

第2条 法科大学院教員会議は、法律実務専攻の専任教員及びみなし専任教員（以下「構成員」という）をもって構成する。

2 法科大学院長（法律実務専攻長）は、大学院法学研究科の専任教員の中から、構成員と同等の権利を有する者を指定することができる。

第3条 法科大学院教員会議は、国立大学法人北海道大学における教授会への意見聴取事項等に係る規程（平成27年海大達第42号）第2条第2号から第5号及び第11号に掲げる事項を審議し、総長に意見を述べるものとする。

2 法科大学院教員会議は、前項に定める事項のほか、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 組織運営に関すること
- (2) 規程等の制定及び改廃に関すること
- (3) 学生の身分（退学、転学、留学、休学及び復学を除く。）に関すること
- (4) 予算及び決算に関すること
- (5) その他法科大学院（法律実務専攻）の教育に関する重要事項

（出典：大学院法学研究科・法学部内規集）

(2) 法科大学院教員会議は、専任の法科大学院教員及び同等の権利を有する者によって構成している。《前掲資料「北海道大学大学院法学研究科法科大学院教員会議内規」第2条》、【解釈指針9-1-1-2】

(3) なお、教育プログラムの改善精査等、法科大学院を適切に管理運営するには、関係機関との緊密な連携が必要である。本法学研究科では、平成11年から、札幌弁護士会との法科大学院に関する協議会を設け、定期的に意見交換を行っている。

また、札幌弁護士会には、平成15年から法科大学院支援委員会が設けられ、特に実務家教員（弁護士）の採用に当たっては、同委員会の助言をも参照して、人材の適切な確保に努めている。

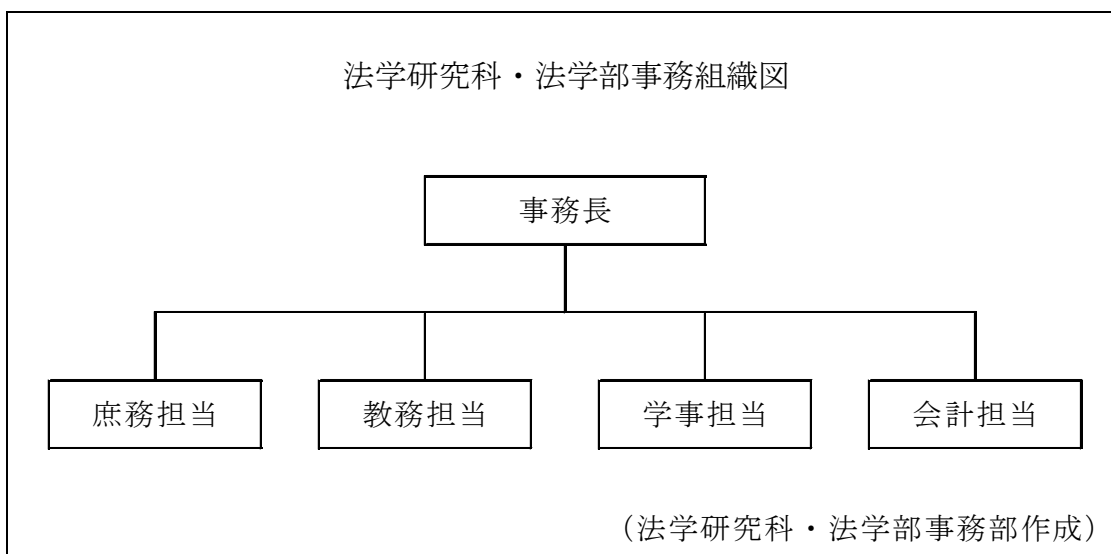
基準9-1-2

法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

また、法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（基準5-1-1に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行っていること。

（基準9-1-2に係る状況）

- (1) 本法科大学院の管理運営を行うための事務は、法学研究科・法学部の事務組織が担当している。本法科大学院を含む大学院法学研究科の教務等に関する事務は、法学研究科の学事担当（4名）が担当している。《資料「法学研究科・法学部事務組織図」》



- (2) 法科大学院長の業務及び本法科大学院の委員会に係る支援業務等は、法学研究科長室に配置している法学研究科附属高等法政教育研究センター秘書（1名）が担当している。

- (3) 本法科大学院の授業の実施等に係わる支援業務は、法科大学院支援室（公法資料室、民事法・刑事法・社会法資料室、教育研究支援センターが兼ねている。）に配置している支援員が担当する（4名の助手等が兼務している）。

- (4) 教材の作成・印刷等の作業は、教材センター（107号室）に配置している職員が担当している。《前掲資料「法科大学院組織図」》

- (5) 毎年、法科大学院協会主催により司法研修所で行われる民事法および刑事法の教員研修へ参加できるよう当該分野の教員に情報を周知し、希望に従ってそれぞれの分野から1～2名派遣している。【解釈指針9-1-2-1】

基準9-1-3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

(基準9-1-3に係る状況)

(1) 本法科大学院における教育活動等を実施するために必要な予算については、法学研究科全体の予算に組み込んで決定している。ただし、本法科大学院の図書予算については、その重要性を考慮して法学研究科教授会の定めた予算の範囲内で法科大学院教員会議が決定している。《別添資料97「法科大学院図書予算(平成28年度)」》

(2) 本法科大学院の開設に際して、大学全体の予算から特別の予算を措置した(平成15年～平成17年の3年間)。しかし、その後は大学院法学研究科全体の予算の中から配分される予算の中で、法科大学院の教育活動等を遂行するための経費を法科大学院予算として計上している。

なお、本法科大学院の教育目的を達成するためには、ローヤリング＝クリニック、エクスターンシップ等の臨床法教育を中心に多大な経常費が必要であり、予算面での長期的・計画的な確保が課題である。

(3) 本法科大学院の運営に関する財政上の事項については、大学院法学研究科予算全体の決定手続きにおいて、本法科大学院の意見ないし要望を聴取する機会がある。【解釈指針9-1-3-1】

2 特長及び課題等

(1) 特長

本法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい、独自の管理運営の組織、管理運営を行うために必要な人的資源を配置するなど適切な事務体制を有している。

(2) 課題等

本法科大学院の教育目的を達成するためには、ローヤリング＝クリニック、エクスターンシップ等の臨床法教育を中心に多大な経常費が必要であり、予算面での長期的・計画的な確保が課題である。

第 10 章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設、設備及び図書館等

基準 10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

(基準 10-1-1 に係る状況)

(1) 本法科大学院における授業(基礎プログラム、法実務基礎プログラム及び深化プログラム、先端・発展プログラム、学際プログラム)には、人文・社会科学総合教育研究棟の法学研究科が専用する講義室・演習室等(W101, W203, W204, W301, W302, W401～403)、文系共同講義棟の法学研究科が専用する講義室(5番教室, 8番教室)、法学部研究棟の法学研究科が専用する演習室(321号室, 403号室)を使用している。

法科大学院専用でない施設として、講義室・演習室等の一部について共用の施設があるが、法科大学院の授業の実施には支障がない。

演習室等は、空き時間に、法科大学院生の自主的なグループ学習のために、使用している。

講義室・演習室の設備及び機器については、《別添資料 98「各施設に配備されている設備及び機器についての概要」》参照。また、パソコンを使用して実施する授業のため、共同演習室(W204)に、パソコン等を配備している。

法律実務教育の充実のため、多目的室(W301)は法廷教室として設備されている。

法科大学院の授業に使用する教材・資料等の印刷を行う印刷室(106号室)には、各種の印刷機器を配備している。また、授業に使用する教材・資料等の印刷業務を担当する教材センターの職員のために教材センター(107号室)を整備している。教材センターでは、事前の資料の配付も行っている。【解釈指針 10-1-1-1】

(2) 本法科大学院生は、法科大学院自習室を共同して使用している。自習室は祝日・休日を問わず 24 時間の使用が可能である。

法科大学院生の自習室には、各自専用の学習机(仕切付きのキャレル)・椅子・書棚・ロッカーを配備している。各自の席から、ノートパソコンを使用して、学内 LAN に接続してインターネットを使用する。このため、電源コンセント、LAN ケーブル及びインターネット接続コンセントを各机に配備している。

附属図書館内のオープンエリア、リテラシールームにも、パソコン等を配備して、法科大学院生の利用に供している。このパソコンは、学内 LAN に接続している。学内 LAN は、「図書管理検索システム」、「判例検索システム」及び「TKC 教育支援システム」(本評価書Ⅲ第 7 章 7-1-1 参照)に接続している。

また本法科大学院生は、ミーティングルーム(206号室, 216号室, 217号室)を利用することが可能であり、同室の利用は、法科大学院生の長時間学習をサポートする上で、極

めて有効に機能している。

法科大学院自習室と同一の階に、法科大学院図書室（108号室）を設置している。図書室は、祝日・休日を問わず24時間の使用が可能である。

更に、法科大学院生が学習において使用する法令・判例等の資料を所蔵する法学政治学資料センター（旧法令・判例新刊雑誌室。以下同じ）を法学研究科内（209号室，211号室，215号室）に設置している。ここには、検索用のパソコン及び複写機を設置している。また、法学政治学資料センターに隣接して、コピー室（213号室）を設けている。このほかに、事務部等と共用の複写機2台を複写室（002室）に設置している。法科大学院に近接する本学附属図書館においても、設置している検索用のパソコン及び複写機等を使用することが可能である。【解釈指針10-1-1-2】

（3）本法科大学院には、専用の法科大学院図書室（108号室）を設置している。《資料「法科大学院図書室の利用についての定め」》

資料「法科大学院図書室の利用についての定め」

法科大学院図書室の利用についての定め

- 1 法科大学院図書室（以下、「図書室」という。）の図書等の貸出は行わない。
- 2 図書室の図書等の利用は、閲覧及び複写とする。複写は、図書室に設置された複写機を使用する。
- 3 図書室の利用時間は、原則として午前9時から午後10時までとする。
- 4 図書室を利用することができる者は、次に掲げる者とする。
 - （1）法律実務専攻の専任教員
 - （2）法律実務専攻に所属する学生
 - （3）法律実務専攻を修了し所定の手続きを経た者
 - （4）その他法科大学院長が特に許可した者

（出典：平成18年4月20日開催法科大学院教員会議議事録）

法科大学院図書室のほかに、法科大学院に隣接した位置に（渡り廊下によって通行可能）、法学研究科の蔵書を管理する本学附属図書館があり、更に、法学研究科内に、法学教育及び研究に特に必要な法令・判例等の図書及び資料を配架している法学政治学資料センター（209号室，211号室，215号室）を設置している。《資料「法令・判例及び新刊雑誌等の管理に関する事務取扱要綱」》

附属図書館及び法学政治学資料センターの利用（閲覧・貸出・複写等）は、利用規則に従って行っている。法科大学院図書室の利用は、閲覧及び複写であり、持ち出しを認めていない。誰もが、いつでも利用可能にするための措置である。

資料「法令・判例及び新刊雑誌等の管理に関する事務取扱要綱」

法令・判例及び新刊雑誌等の管理に関する事務取扱要綱

1. 法令判例室に配架する図書は別紙のとおりとする。
2. 法令判例室に配架する図書の貸出しは行わないものとする。
ただし、文献複写等のための一時持出しについては、この限りでない。
3. 法令判例室の利用時間は、平日午前9時から午後5時までとする。
ただし、正午から午後1時までを除く。
4. 法令判例室の利用は、本学の職員、学生（大学院学生、研究生等を含む）及び研究科長が特に許可した者とする。
法令判例室の利用希望者は、利用許可証の交付を受けなければならない。
ただし、職員にあっては身分証明書、学生にあっては学生証をもって利用許可証に充てるものとする。
5. 法令判例室の閉室時の利用は、教授会構成員に限る。
法令判例室の閉室時の利用を希望する教授会構成員は、申請によりカードキーの交付を受けることができる。
法令判例室の閉室時の利用を希望する名誉教授・講師・助教は、法学部受付において鍵の交付を受けることができる。

（出典：大学院法学研究科・法学部内規集）

法科大学院図書室が所蔵する図書及び資料の選定は、教員指定図書として本館図書館に所蔵するものも含め、授業担当教員が行っている。このほか、法科大学院の図書予算に特別の項目を設けて、随時法科大学院生の希望に応じて、図書及び資料を購入しており、法科大学院生は、購入希望を文書又はインターネットを利用して申し出る。《資料「学生図書購入希望申込書」》

法科大学院図書室が所蔵する図書及び資料は、概算で約 5,600 冊であり、法科大学院における教育研究に必要な図書及び資料を、おおむね網羅している。《別添資料 99「法科大学院図書室所蔵資料」》

資料「学生図書購入希望申込書」

法科大学院学生図書購入希望の申込について

- 1 法科大学院学生が共通に使用する図書を購入します。司法試験用の教科書・判例解説書・過去問解説書等の補助教材，所在不明の図書等，法科大学院生が購入希望する各種の資料を購入する予定です。
- 2 下記の申込書を使用して申し込んでください。複数の申出も可能です。複数の部数の購入を希望するときには，その旨を，申込書の購入希望理由に記載してください。
法科大学院資料室に，ボックスを設置します。申込書は，これに入れてください。
- 3 インターネットを利用して，申し込むことができます。アドレスは，bibliotheca61@juris.hokudai.ac.jp です。その際には，申込書と同様に，書名等の情報を，知らせてください。
- 4 早めに申し込むことをすすめます。早く，購入することができます。
- 5 予算の制限がありますので，希望に応ずることができない場合があります。

(出典：17年度法科大学院教員会議議事録)

法学研究科の蔵書は，附属図書館が管理し，法学政治学資料センターに配架している図書及び資料は，同室に配置している2名の職員が管理している。法科大学院図書室には，図書及び資料の持ち出しを監視する機器を設置して，その管理を行っている。所在不明となった図書等については，年1回実施する蔵書点検によって確認し，速やかに補充の手続きを行っている。

法科大学院図書室内には，複写機及びプリンターを設置し，法科大学院生はこれを使用して図書資料等を複写する。このほか，DVDを利用するために，図書室内にパソコンを設置している。

法学政治学資料センターには，検索用のパソコン及び複写機を設置している。また，法学政治学資料センターに隣接して，コピー室(213号室)を設けている。

附属図書館においても，設置している検索用のパソコン・複写機等を使用することが可能である。

このように法科大学院図書室，法学政治学資料センター，附属図書館には，パソコンを配備しており，これらのパソコンを使用して，法科大学院図書室の「図書管理検索システム」及び「判例検索システム」に接続することが可能である。【解釈指針10-1-1-3】

(4) 法学研究科の蔵書を管理する本学附属図書館には，専門的な能力を有する図書館職員を配置している。

法学政治学資料センターには，司書の資格を有し，かつ法情報調査に関して専門的な能力を有する職員(2名)を配置しており，定期的に文献収集セミナーの開催(別紙資料)や同室の資料に関するレファレンス業務を担当しているが，そのうちの1名は，法科大学院支援員を兼務し，法科大学院生の学習を支援している。【解釈指針10-1-1-4】

(5) 専任の研究者教員には，1室の専用の研究室を整備している。専任の実務家教員4

名についても、同じである（310, 311, 507, 524 号室）。みなし専任の教員 2 名についても、1 室の専用の研究室（513, 408 号室）を整備している。

これらの研究室には、机、本棚が整備されている。また、学内 LAN に接続し、インターネットを利用できるように整備されている。

非常勤教員には、共同の専用研究室（302 号室）を整備している。同室は、研究科・学部との共用であり、法科大学院専用の研究室ではないが、非常勤講師が担当する講義の大多数は、休業期間に集中講義方式で実施しているので、事実上法科大学院専用の非常勤教員の研究室となっている。

この専用研究室には、机 5 台、本棚が整備している。また、学内 LAN に接続し、インターネットを利用できるように整備している。

基礎ゼミ担当の非常勤教員（合計 8 名）は、非常勤講師室（302 号室）を使用している。基礎ゼミの授業回数は、平成 23 年度では刑事法については 3 回、民事法については 7 回である。平成 28 年度においても、ほぼ同程度である。非常勤教員の員数、授業回数等を考慮すると、非常勤講師室は、授業等の準備を行うことができるスペース、設備を十分に備えている。【解釈指針 10-1-1-5】

（6）教員が学生と修学指導等につき面談するため、ミーティングルーム（206 号室, 216 号室, 217 号室）や、病弱・身体虚弱及び情緒障害を有する学生に対する特別就学支援のために「学生相談室」（法学部棟 2 階）を整備している。【解釈指針 10-1-1-6】

（7）自習室は、法科大学院専用の施設として利用している。講義室・演習室等の一部は法学研究科との共用であるが、法科大学院の授業の実施に支障はない。《別添資料 100 「校舎平面図」》【解釈指針 10-1-1-7】

また、自習室並びに法科大学院図書室を利用するにあたっては、利用者に利用許可証ないしカードキーの利用を求めることで、セキュリティの確保を図っている。また施設の維持管理にあたっては、警備員が平日は夕方 5 時から翌朝 8 時 30 分まで、祝日・休日は 24 時間、また北大安全衛生本部監視員は月 1 回のペースで巡回し安全の確保を図るほか、施設の安全主任担当者が月 1 回「安全衛生管理チェックシート」を北大安全衛生本部監視員に提出すること等を通じて、施設内部の安全検査も定期的に行っている。【解釈指針 10-1-1-8】

2 特長及び課題等

(1) 特長

専任教員に、授業等の準備等を十分かつ適切に行うことができる専用の研究室を整備している。みなし専任教員についても、専用の研究室を整備している。

法科大学院生が日常の学習において使用する法科大学院自習室（祝日・休日を問わず、24時間の使用が可能）については、各学生のために固定席を確保しており、十分なスペースと利用時間を確保している。法科大学院生は、各自の席から、パソコンを使用して、図書及び資料を検索することが可能であり、また、図書室等は自習室に近接しており、自習室と図書室等との有機的連携を図っている。さらに、共用のミーティングルーム（206号室、216号室、217号室）を利用し、法科大学院生の長時間学習をサポートするなど、十分な学習環境を整備している。

図書室では、法律基本科目及び法律実務基礎科目等の教育研究に必要な図書資料（判例集・解説、注釈書・体系書・教科書、学習補助教材等）を収集しており、法科大学院図書室が備えるべき基礎的資料をおおむね収集できている。また、法科大学院生の希望に応じて、図書等の資料の充実を図るとともに、図書室が所蔵する図書資料について、持ち出しを禁止するための措置や、年1回の蔵書点検の実施、所在不明図書の迅速な補充等によって、適切な管理及び維持を図っている。

以上のように、教員の教育研究のための設備、法科大学院生の学習のための設備ともに十分に整え、適切に管理している。

(2) 課題等

本法科大学院の授業には、一部法学研究科・法学部の講義室及び演習室を使用しており、法曹養成のため、50名～60名前後の学生の教育に対応し、授業実施上の設備を備えた、法科大学院専用の複数の教室の拡充が今後の課題である。

第 11 章 自己点検及び評価等

1 基準ごとの分析

11-1 自己点検及び評価

基準 11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

（基準 11-1-1 に係る状況）

【実施状況の概観】

（1）本法科大学院の教育活動等の状況の点検及び評価については、教育内容や教育方法等の改善に資するため、学生による授業アンケート、教員相互の授業参観、学生投書箱の設置を企画し実施している。その結果は、教員各自にフィードバックし授業方法等の改善に役立てている。

（2）大学院法学研究科全体における自己点検・評価については、「北海道大学大学院法学研究科・法学部評価内規」に基づき、自己点検及び評価を実施し、その結果を、平成 26 年 11 月に「北海道大学大学院法学研究科・法学部自己点検・評価報告書 外部評価報告書」として公表している。《別添資料 101「北海道大学大学院法学研究科・法学部自己点検・評価報告書 外部評価報告書」》、《別添資料 96「北海道大学大学院法学研究科・法学部自己点検・評価報告書 評価資料集」》

（3）なお、本法科大学院に関しては、【解釈指針 11-1-1-1】に提示された、体制を「大学において整備する場合」には該当しない。

【組織と評価項目について】

（4）本法科大学院の教育活動等の状況に係る自己点検・評価の取組みとしては、これまで学生による授業アンケート、学生投書箱の設置、教員相互による授業参観があり、これらの企画実施は本法科大学院の FD 委員会が担当している（本評価書Ⅲ第 5 章「教育内容等の改善措置」参照）。

（5）法学研究科・法学部全体における自己点検及び評価については、「北海道大学大学院法学研究科・法学部評価委員会」が担当する。同委員会は、研究科長等によって構成されている。点検及び評価の項目は、この委員会が定めるところによる。これに基づき平成 26 年度に教育、研究、国際交流、社会貢献につき報告書が作成され、(12)で後述するようにこれらについて外部評価を受けている。《資料「北海道大学大学院法学研究科・法学部評価内規」第 1 条～第 3 条》、《別添資料 101「北海道大学大学院法学研究科・法学部自己点検・評価報告書 外部評価報告書」平成 26 年 11 月）》

資料「北海道大学大学院法学研究科・法学部評価内規」(抄)

第1条 この内規は、国立大学法人北海道大学評価規程(平成16年4月1日海大達第68号。以下「評価規程」という。)第7条第2項の規定に基づき、法学部及び法学研究科(以下「本研究科」という。)の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら行う点検及び評価に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第2条 本研究科に、次に掲げる事項を行うため、北海道大学大学院法学研究科・法学部評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- (1) 本研究科の点検及び評価の基本方針並びに実施基準当の策定に関すること。
- (2) 本研究科の点検及び評価の実施に関すること。
- (3) 評価規程第9条第1項に規定する学外者による検証に関すること。
- (4) 本研究科の点検及び評価に関する報告書等の作成及び公表に関すること。
- (5) 法人評価及び認証評価に関すること。

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 副研究科長
- (3) 評議員
- (4) 講座責任者
- (5) 事務長
- (6) その他研究科長が必要と認めた者 若干名

(出典：大学院法学研究科・法学部内規集)

(6) 本法科大学院の自己点検及び評価については「北海道大学法科大学院点検評価専門委員会」が担当する。同委員会は法科大学院長等によって構成する。点検項目等については、「北海道大学法科大学院評価専門委員会について」に定めるところによる。これに従って、(1) 教育の理念及び目標、並びに修了者の進路及び活動状況その他教育の理念及び目標の達成状況に関すること、(2) 教育内容及び方法に関すること、(3) 成績評価並びに進級及び修了の認定に関すること、(4) 入学者に関する受入方針、並びに志願者、受験者及び入学者の数その他入学者選抜に関すること、(5) 収容定員及び学生の在籍状況に関すること、(6) 学生の学習、生活及び就職の支援に関すること、(7) 教員組織及び教育能力に関することに関連して、自己評価がなされた。《資料「北海道大学大学院法学研究科・法学部点検評価内規」第6条》《資料「北海道大学法科大学院評価専門委員会について」》、《別添資料 102「北海道大学法科大学院認証評価 自己評価書」》、【解釈指針 11-1-1-2】

資料「北海道大学大学院法学研究科・法学部評価内規」

第6条 委員会に、点検及び評価に係る専門的事項を処理するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(出典：大学院法学研究科・法学部内規集)

資料「北海道大学法科大学院評価専門委員会について」

- 1 北海道大学大学院法学研究科・法学部点検評価内規第 6 条第 1 項に基づき、北海道大学法科大学院（以下、「法科大学院」という。）の自己点検及び評価に係る専門的事項を処理するために、北海道大学法科大学院点検評価専門委員会（以下、「本専門委員会」という。）を置く。
- 2 本専門委員会は、法科大学院の点検及び評価に係る、以下の事項を行う。
 - (1) 法科大学院の点検及び評価の基本方針並びに実施項目の策定に関する事項。
 - (2) 法科大学院の点検及び評価の実施に関する事項
 - (3) 法科大学院の点検及び評価に関する報告書等の作成及び公表に関すること。
- 3 2 (1) の「実施項目」は、以下の項目を含むものとする。
 - (1) 教育目的
 - (2) 教育内容
 - (3) 教育方法
 - (4) 成績評価及び修了認定
 - (5) 教育内容等の改善措置
 - (6) 入学者選抜
 - (7) 学生の支援体制
 - (8) 教員組織
 - (9) 管理運営等
 - (10) 施設、設備及び図書館等
- 4 本専門委員会は、以下の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 法科大学院長
 - (2) 法科大学院長が指名した者
- 5 本専門委員会に委員長を置き、法科大学院長をもって充てる。

（出典：平成 19 年 6 月 14 日開催 法学研究科教授会議事録）

(7) 自己点検及び評価の結果を本法科大学院の教育活動等の改善に活用するため、本法科大学院の運営に関する会議である法科大学院教員会議及び教務委員会、FD 委員会をはじめとする各種委員会が連携協力し、改善に取り組んでいる。結果について、法科大学院教員会議において報告し教員に周知するとともに、これによって、本法科大学院の教育活動等の改善を図っている。（本評価書Ⅲ第 5 章 5-1-1 参照）【解釈指針 1 1-1-1-3】

(8) 本法科大学院の授業アンケートの結果については、FD 委員会による集計分析を経て、各教員への通知・法科大学院教員会議への報告、最終的には学生への公表という手続きを行っている。この手続き全体を遵守することによって、授業アンケートの側面においては、本法科大学院の教員以外の者による検証に代わる、実際上の効果を達成している（本評価書Ⅲ第 5 章「教育内容等の改善措置」参照）。

(9) 更に、法学研究科全体の自己点検及び評価の結果については、学外者による検証（外部評価）を受けることとし、平成 26 年 11 月に公表した「北海道大学大学院法学研究科・法学部自己点検・評価報告書」について、外部評価を受けている。外部評価委員は弁

護士，大学教員等により構成されている。《資料「北海道大学大学院法学研究科・法学部点検評価内規」第2条》，《資料「外部評価委員名簿（平成26年11月当時）」》，【解釈指針11-1-1-4】

資料「北海道大学大学院法学研究科・法学部評価内規」（抄）

第2条 本研究科に，以下の各号に掲げる事項を行うため，北海道大学大学院法学研究科・法学部点検評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(1)～(2) (略)

(3) 評価規程第9条第1項に規定する学外者による検証に関すること。

(4)～(5) (略)

(出典：大学院法学研究科・法学部内規集)

資料「外部評価委員名簿（平成26年11月当時）」

杉田 敦：法政大学法学部教授

寺脇 研：京都造形芸術大学芸術学部教授

長田正寛：前北海道弁護士会連合会理事長，ながた法律事務所・弁護士

山口 厚：早稲田大学大学院法務研究科教授

(出典：北海道大学大学院法学研究科・法学部 [外部評価報告書] (平成26年11月))

(10) また、平成 27 年度には、北海道大学大学院法学研究科・法学部第 2 期中期計画期間評価に関して、現況調査票が作成され、その「7. 法律実務専攻」において、「法学研究科法律実務専攻の教育目的と特徴」「『教育の水準』の分析・判定」「『質の向上度』の分析」の各項目にしたがって、自己評価を行った。具体的には、2つの分析項目、すなわち（Ⅰ）教育実施体制（教員体制・学生数・飛び級入試を含む入試制度・FD）及び教育内容・方法（プログラムの構成・学部教育との一貫性を目指したシステム）の観点に基づく「教育活動の状況」、ならびに（Ⅱ）学業の成果（司法試験合格実績・学生アンケート集計結果）及び進路・就職の状況（修了者数・就職支援）の観点に基づく「教育活動の状況」、に関して平成 22 年度以降のデータにより分析・判定し、それぞれについて重要な質的向上がみられたとの結論に至っている。《別添資料 103 「第 2 期中期目標期間評価に係る現況調査票（北海道大学大学院法学研究科・法学部）」》

11-2 情報の公表

基準 11-2-1

法科大学院の教育活動等の状況、並びに自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表されていること。

(基準 11-2-1 に係る状況)

(1) 本法科大学院では、広報活動の一環として、インターネットによる情報発信を重要視しており、ウェブサイトは学内向け、学外向けの様々な情報を含んでおり、それは頻繁に更新されている。

本法科大学院における教育活動等の状況については、毎年度、①法科大学院案内「大志ある法曹をめざして」を刊行し、かつ、②本法科大学院のウェブサイト (<http://www.juris.hokudai.ac.jp/lawschool/>) を開設して、積極的に情報の公表を行っている。本法科大学院の志願者に、入学試験に関連する情報を提供するため、毎年度、③「法科大学院学生募集要項」を刊行している。このほかに、札幌(年2回)において、入試説明会を開催している。《別添資料 61「大志ある法曹をめざして 2017」》、《別添資料 104 北海道大学法科大学院ウェブサイト》、《別添資料 105「平成 29 年度法科大学院学生募集要項」》

具体的には、(1) 設置者に関すること、(2) 教育の理念及び目標に関すること、(3) 教育上の基本組織に関すること、(4) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位、教育研究業績及び実務経験に関すること、(5) 入学者受入方針、適性試験の利用方法、並びに志願者、受験者及び入学者の数その他入学者選抜に関すること、(6) 収容定員、在籍者の数及び進級の状況に関すること、(7) 法科大学院の課程の修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、標準修業年限、授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること、(8) 学修の成果に係る評価、並びに進級及び修了の認定に当たっての基準に関すること、(9) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育環境に関すること、(10) 授業料、入学料その他の法科大学院を置く大学が徴収する費用に関すること、(11) 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること、(12) 修了者の数並びに司法試験の合格者数及び合格率その他修了者の進路に関することは、毎年度、公表している。そのほか、教育の理念及び目標に基づき学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表している。【解釈指針 11-2-1-1】 【解釈指針 11-2-1-2】

(2) また、全学の大学情報データベース (<http://hecate.general.hokudai.ac.jp/welcome/top-page-jpn.html>) に教員の教育、研究、大学運営、社会貢献活動に関する情報を登録し、本学ウェブサイトにおいて公表している (<http://www.hokudai.ac.jp/>)。兼任教員ないし非常勤講師については、同データベースには登録されていないものの、その任用に当たっては、法科大学院教員会議及び研究科教授会の議を経ており、経歴及び業績についても紹介、討議しており、本法科大学院のウェブサイトの「教員一覧」欄にも研究分野等を掲載している。【解釈指針 11-2-1-3】

基準 11-2-2

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準 11-2-2 に係る状況)

(1) 「基準 11-2-1 に係る状況」に指摘した (1) ～ (12) に関する情報については、随時、法学研究科の事務部である庶務担当及び学事担当が収集・保管に努めている。

(2) 本法科大学院の教育活動等の状況に係る自己点検及び評価として、授業アンケートの実施、学生投書箱の設置、教員相互による授業参観の実施があり、その実施の企画は本法科大学院の FD 委員会が担当している。FD 委員会は、授業アンケートの実施結果を調査分析した後に、教員への個別の通知及び法科大学院教員会議への報告を行っている。以上の集計分析した資料、通知・報告に関する文書は、前記の職責を負う FD 委員会が、収集・保管している。

(3) 上記 (1) 及び (2) の評価の基礎となる情報については、「公文書等の管理に関する法律」(平成 21 年法律第 66 号)及び「国立大学法人北海道大学法人文書管理規程」

(平成 23 年 4 月 1 日海大達第 84 号)の規定に則った取扱いをしている。《資料「国立大学法人北海道大学法人文書管理規程」》

資料「国立大学法人北海道大学法人文書管理規程」(抄)

(職員の整理義務)

第11条 職員は、次条及び第13条の規定に従い、次に掲げる整理を行わなければならない。

(1) 作成又は取得した法人文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。

(2)～(3) (略)

(保存期間)

第13条 文書管理者は、別表第1に基づき、標準文書保存期間基準を別紙様式第1号により定めなければならない。

2 第11条第1号の保存期間の設定については、標準文書保存期間基準に従い、行うものとする。

(保存期間が満了したときの措置)

第18条 文書管理者は、法人文書ファイル等について、別表第2に基づき、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置を定めなければならない。

2～3 (略)

(移管又は廃棄)

第19条 文書管理者は、総括文書管理者の指示に従い、保存期間が満了した法人文書ファイル等について、前条第1項の規定による定めに基づき、独立行政法人国立公文書館に移管し、又は廃棄しなければならない。

2 (略)

(出典：国立大学法人北海道大学規則集)

(4) 上記(1)の「評価の基礎となる情報」は、法学研究科の事務部である庶務担当及び学事担当が保管し、上記(2)の「評価の基礎となる情報」は、本法科大学院のFD委員会が保管している。

(5) 他方、法科大学院生の成績評価に直接影響のある定期試験、レポート等は、各担当教員がその成績評価のために一時的に保管する必要があり、また、学生からの異議申立てに迅速に対応する必要もある。そのため、法科大学院長室がこれらの文書を一括して管理しており、よって、「評価の基礎となる情報」として、本法科大学院の教育活動等に関する重要事項に関する文書を直轄管理している。また、自己点検及び評価の結果に関する文書も、本法科大学院の教育活動等の改善に活用するため、本法科大学院の運営に関する会議である法科大学院教員会議及び教務委員会、FD委員会をはじめとする各種委員会が随時利用できる状態にしておく必要がある。それゆえ、これらについても法科大学院長室が直轄管理している。【解釈指針11-2-2-1】

また、これらの文書は、評価機関の求めに応じて、速やかに提出できる状態で保管されている。【解釈指針11-2-2-2】

2 特長及び課題等

(1) 特長

自己点検及び評価等に関する本法科大学院の特長は、以下の2点が挙げられる。

①インターネットによる外部への情報発信

本法科大学院では、広報活動の一環として、インターネットによる情報発信を重要視しており、ウェブサイトにより様々な情報を発信している。

②札幌弁護士会との連携による法科大学院協議会

本法科大学院では、その設立準備段階から、札幌弁護士会と綿密な連携を行っており、本法科大学院運営全体についての援助と助言を受けている。自己点検及び評価等についてもここで検討と意見交換が実施されている。

(2) 課題等

自己点検及び評価の結果をフィードバックしていく上で、法科大学院教員会議、FD委員会、教務委員会等が連携して改善に取り組んできており、これまで一定の成果を挙げてきているが、今後、評価結果を更に有効に活用する余地はないかについて、継続的に検証を行うことが必要であろう。